

令和7年度集团指導資料

香川県国民健康保険団体連合会

資料内容

介護報酬請求に係る留意事項について

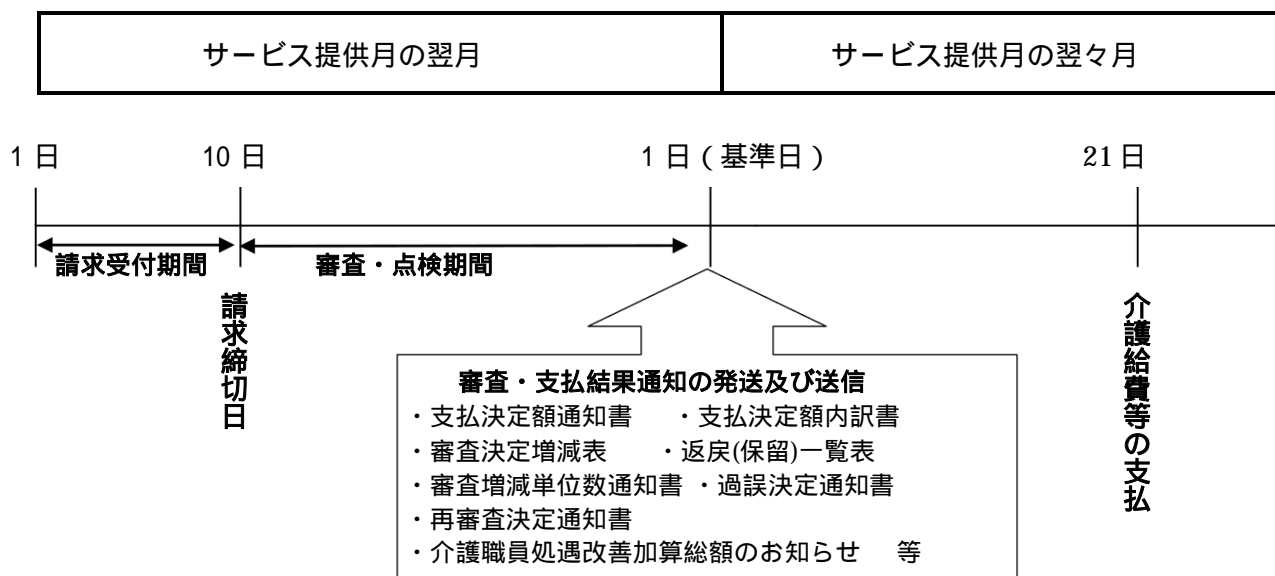
審査支払結果通知書類の見方について

よくある返戻事由（エラーコード）と対応例について

参考資料 エラーコード一覧

介護報酬請求に係る留意事項について

1. 請求～支払までの流れ



上記日程の「審査・支払結果通知の発送及び送信：1日」は基準日です。（月によって異なります。）

なお「審査・支払結果通知」は介護給付費の請求媒体を伝送で届出をしている事業所は伝送で、磁気媒体（FD、CD）または帳票で届出をしている事業所は郵送しています。

「審査決定増減表」「増減単位数通知書」「返戻(保留)一覧表」は請求に間違いがなければなりません。また、「過誤決定通知書」「再審査決定通知書」も過誤や再審査がなければなりません。

「審査・支払結果通知」は次回の請求に間に合うように送付しています。返戻となった明細書・給付管理票については10日までに修正して再請求してください。

介護給付費等の支払日については毎月21日としておりますが、当日が土日・祝日の場合は、銀行の翌営業日のお振込となります。

2. 請求受付について

介護給付費請求書及び給付管理票の請求期間は基本的に毎月1日から10日の間です。

窓口受付

本会6階介護保険課にて、毎月1日から10日の、8時30分から17時15分まで受け付けています(土日・祝日除く)。ただし、締切日の10日については土日・祝日の場合でも受付窓口を設けています。その際の受付場所は本会1階裏口の守衛室、受付時間は平常時と同様です。

毎月10日は窓口が大変混雑します。円滑な処理実施の為に早期提出にご協力下さい。

郵便受付

毎月10日必着ですが、郵便事情を勘案の上、余裕を持ったご提出をお願いいたします。

郵送される際は、宛先に「介護保険課宛」と必ず記入し、「請求書在中」又は「FD・CD在中」等と朱書きで記載下さい。

なお、医療機関(みなし事業所等)において、診療(調剤)報酬と介護給付費両方の請求がある場合は、それぞれ別の封筒に分けてご請求をお願いします。

磁気媒体を送付する場合は、保護ケースに入れて頂く等、破損防止の措置をとった上でのご提出をお願いします。

伝送受付

伝送請求については、毎月1日0時～10日23時30分までの間であれば、24時間常時請求が可能です。(土日・祝日含む)

上記期間外は伝送窓口を閉じており、請求データは受け付けられませんのでご注意下さい。

【給付管理票の取消】

既に提出した給付管理票自体が不要であった場合、上部右側に [3 . 取消] と記入し提出します。

注：給付管理票の取消により、サービス計画費およびサービス事業所からの請求は自動的に過誤（取り下げ）したことになり、その結果を過誤決定通知書で通知します。

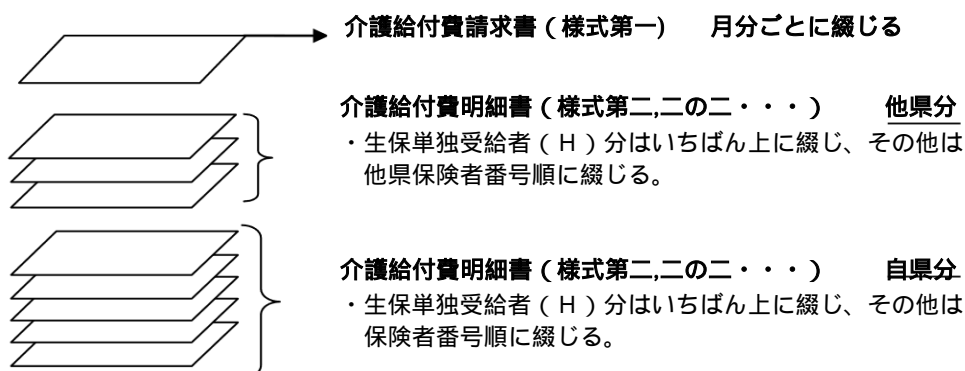
様式第十一（附則第二条関係）

3. 取消

給付管理票（令和 年 月分）

保険者番号	保険者名	作成区分
		1. 居宅介護支援事業者作成
		2. 被保険者自己作成
被保険者番号	被保険者氏名	3. 介護予防支援事業者作成

介護給付費請求明細書等の編綴方法



介護給付費請求書を表紙に左方上部1ヶ所を綴じてください。（ホッチキスも可）

様式第一（附則第二条関係）

令和		年		月分	介護給付費請求書
					事業所番号

介護給付費請求書の「令和〇〇年〇〇月分」は、介護給付費明細書等の月分を記載します。例えば4月分と5月分の請求であれば、それぞれの介護給付費明細書等の上に介護給付費請求書を付け、4月分、5月分それぞれ別綴じにします。

媒体(FD・CD等)請求

データ収録について

CD等を提出する際には、事前にデータ内容を確認してください。
(データの有無・介護保険のシステムに適合したデータであるか等)

データ形式が異なるなどの読みとれないデータがありますと、他の正しいデータも読みとれないおそれがありますのでご注意ください。インターフェース上、全角入力項目に半角で入力した場合(逆も同様)や処理対象年月の誤り、拡張子がCSV以外のファイルの場合などは、データがフォーマットエラーとなり受付ができません。

また、FD・CD等にデータを格納する際には、ファイルにて作成してください。
誤ってファイルをフォルダに入れて作成しますと、データを読みとることができませんのでご注意ください。

磁気媒体のラベル記載

CD請求用様式記載例



(サービス提供日) 年 月
事業所番号：
事業所名称：

提出日： 年 月 日
枚数： 枚中 枚

提出先：香川県国保連合会

CD-Rにて請求される際は上記の様式に倣って必要事項をCD-Rのレーベル面にプリンターにて印字するか、油性マジック等で直接記入してください。

伝送請求

送信後の確認処理

【処理の流れ】

事業所 データ送信

毎月1日0:00から受付締切日である10日の23:30までに送信してください



連合会 到達確認、受付点検

8:00から23:30まで30分間隔で受付処理を実行(8:00、8:30・・・23:30) 続けて10分程度時間を空けて、到達確認で正常だったデータについて事前チェック処理(8:10、8:40・・・23:40)が実行されます。



事業所 送信結果受信

23:30以降に送信された場合は、翌朝8:00の受付処理になります。ただし、受付締切日(原則、毎月10日)に関しては、23:30以降のデータ送信は受付自体を行いませんので、時間厳守をお願いいたします。(1日0:00以前のデータ送信についても同様です)

事業所からの送信データについて、本会からは送信結果(到達確認・受付点検・取消結果)を返信します。

到達確認・・・本会にデータが到達したことをお知らせします。

受付点検・・・様式等のチェックを行った結果をお知らせします。なお、受付点検時、「返戻」の対象となるエラーが発生した場合、添付ファイル(添付確認)でお知らせします。

取消結果・・・送信データの取消しが正常に行われたかをお知らせします。

データ送信後は、受付点検まで正常にチェック終了されているか必ず確認する必要があります。確認する場合、送信後30分以上経過してから確認してください。

送信データの中に誤りがあった場合(添付確認があった場合も含む)、誤りがあったデータのみを修正することはできませんので、送信したファイルを取消処理し、取消結果情報を受信してから、ファイルごと再送信してください。

ただし、毎月1日から10日までの間であれば、常に事業所からの取消しが可能ですが、それ以降は取消しできませんので、本会までご連絡ください。

伝送通信ソフトに関するお問合せ

原則、本会では国保中央会作成の伝送通信ソフトであっても、ソフトの内容(操作方法等)に関する質問にはお答えできません。操作マニュアル等を参照していただき、それでも解決しない場合は、国保中央会介護伝送ソフトヘルプデスクや委託電算会社へお問合せ下さい。

なお、国保中央会作成の伝送通信ソフトについては、国保中央会のホームページに「よくあるお問合せ」が掲載されていますので、そちらもご活用下さい。

「国保中央会介護伝送ソフト」ヘルプデスク

TEL 0570-059-401

「国保中央会介護伝送ソフト」ホームページ

<http://www.kokuho.or.jp/system/software.html>

(介護伝送ソフトVer.10 Q&A 参照)

4. チェックの種類

審査の過程により3種類のチェックがかかります。

まずは、記入漏れ等のデータの項目誤りや各種台帳の基本部分との突合による「一次チェック」、続いて、二重請求や受給者台帳・事業所台帳の詳細部分との突合による「資格チェック」、最後に、給付管理票と請求明細書の突合による「上限審査チェック」が行われます。

「上限審査チェック」については、給付管理票と請求明細書の突合チェックの結果、給付管理票が未提出または返戻の場合、突合ができず、サービス事業所からの請求は、「保留」となります。ただし、居宅サービス計画費は「返戻」となります。

5. 審査結果の通知

支払通知

支払通知には、「介護給付費等支払決定額通知書」、「支払決定額内訳書」、「過誤決定通知書」、「再審査決定通知書」「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」があります。

給付管理票に誤りがあり査定減になった場合、居宅介護支援事業所が次月以降に作成区分「修正」とした給付管理票を提出することにより、再審査を経て「査定復活」となります。その結果は、「介護給付費等支払決定額内訳書」の「過誤調整」欄で件数・金額を、また、「介護給付費等再審査決定通知書」で個別の内訳を確認することができます。

審査結果通知と事業所側での対応

審査結果通知には、「審査決定増減表」、「審査増減単位数通知書」、「返戻(保留)一覧表」があります。

返戻・査定・保留等により、事業所からの請求額と審査結果の支払額が異なる場合、「審査決定増減表」が出力されます。

返戻・保留になった請求が存在する場合「返戻(保留)一覧表」が出力されます。“返戻”になったデータは、請求内容・返戻事由等を確認の上、再請求をお願いします。

“保留”になったデータは、請求月を含めて3ヶ月間、保留期間として連合会でデータを一時お預かりします。基本的にサービス事業所からの再請求は不要ですが、保留期間内に給付管理票が提出されない場合、返戻処理となるため、再請求が必要になります。

給付管理票が提出されて“保留復活”となった請求については、「審査決定増減表」で通知します。

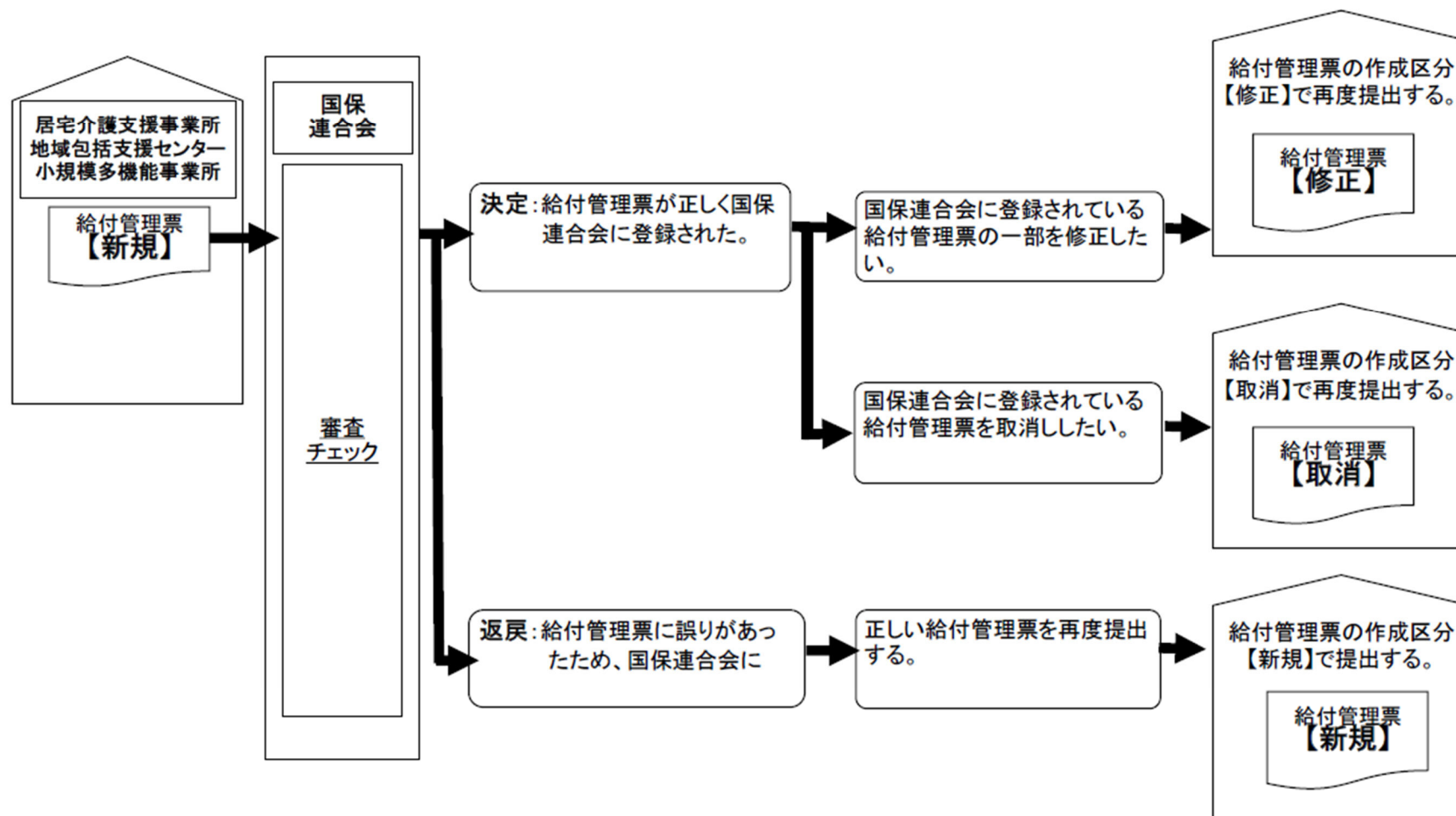
査定減額になった請求が存在する場合「審査増減単位数通知書」が出力されます。

“査定減”になったデータの内、給付管理票に誤りがある場合は、居宅介護支援事業所から作成区分「修正」として給付管理票が提出されれば、減額分が復活します。サービス事業所からの再請求は必要ありません。

審査支払結果に関して本会へ照会をかける際は、帳票名と該当個所を明確にお知らせください。特に「返戻」についての照会は、「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」の「備考」欄のエラーコードと「内容」欄をお知らせください。

補足資料 1

給付管理票の作成区分には「新規」、「修正」、「取消」の3つの区分があります。それぞれの区分の取扱いは以下のとおりです。



審査支払結果通知書類の見方について

〒123-4567

県 市 1 丁目 1 番 1 号

介護事業所

太郎

様

介護報酬、主治医意見書料の支払のある事業所の住所が表示されます。表示されている住所・事業所名が間違っている場合は、国保連合会まで連絡して下さい。

介護給付費等支払決定額通知書

令和 6 年 5 月 審査分として下記金額を支払決定し
右記銀行に送金しますので通知致します。

事業所番号	9970000000
-------	------------

金 額	1,000,000
-----	-----------

事業所番号と月末に振込まれる金額、振込み銀行名が表示されます。

介護保険銀行

本店

令和 6 年 6 月 30 日

県国民健康保険団体連合会

上記振込み金額の内訳が表示されます。

振込金額内訳

介護給付費支払額	1,000,000
主治医意見書作成料	0
消費税	0
認定調査費委託料	0
消費税	0
介護予防・日常生活支援総合事業費支払額	0
原案作成委託料(消費税を含む)	0
電子証明書発行手数料(消費税を含む)	0
ケアプランデータ連携システムライセンス料(消費税を含む)	0
介護給付費等合計	1,000,000

介護保険審査決定増減表の見方について

この表は、国保連合会が毎月末～月初めに同時に送付している「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」「介護保険審査増減単位数通知書」の内容を集計したものです。

なお、この表は「請求明細書」について表示しており、「給付管理票」については表示しておりません。
また、保留復活分についても明細は表示しておりません。

「請求差」

この欄には、各事業所から提出された「介護給付費請求書情報」（紙請求では「介護給付費請求書」）の請求金額と「介護給付費請求明細書情報」（紙請求では「介護給付費請求明細書」）を集計した請求件数、請求金額とを突合し、「介護給付費請求書」が多ければマイナス（-）表示、少なければプラス（+）表示をしています。

表示方法は、1行に2段となっており、上段に請求件数・請求金額、下段に特定入所者介護費等に関する請求件数・請求金額を表示しています。

ポイント！

「請求差」の「合計」欄 マイナス（-）表示・・・「介護給付費請求書情報」の数値 > 「介護給付費請求明細書情報」の集計値
「請求差」の「合計」欄 プラス（+）表示・・・「介護給付費請求書情報」の数値 < 「介護給付費請求明細書情報」の集計値

(1) 「返戻」がある場合

返戻がある場合、件数・金額ともマイナス（-）としてカウントし、「請求差」の「合計」欄には、マイナス（-）表示されます。

<例1>

「返戻」1件・500単位の請求明細書（介護保険請求額4,500円、公費の請求無し）

「請求差の件数」欄は{-1}、「請求差の金額」欄は{-4,500}と表示されます。

また、この明細書が公費併用で公費1割負担であれば「請求差の件数」欄は{-2}、「請求差の金額」欄は{-5,000}と表示されます。

(2) 「査定増減」がある場合

査定により減単位があった場合は、「請求差」の「合計」欄には金額（介護保険請求額 + 公費分請求額）のみがマイナス（-）表示されます。
件数はカウントしませんので、{0}の表示となります。

(3) 「保留分」がある場合

(1)の「返戻」と同様に、保留になった請求明細書分がマイナス(-)表示となります。


(4) 「保留復活分」がある場合

給付管理票が国保連合会に未提出または返戻のため保留になっていた「介護給付費請求明細書」が、給付管理票が提出されたことで復活となった場合、プラス(+)で表示されます。

(5) 「返戻」「査定増減」「保留分」「保留復活分」がないのに、「請求差」の「合計」欄に表示がある場合

または、「返戻」「査定増減」「保留分」「保留復活分」があるが、(1)～(4)の合計値が「請求差」件数・金額と一致していない場合提出された介護給付費請求書情報に数値の誤りがあると考えられます。

請求時点の介護給付費請求書情報(紙請求では「介護給付費請求書」と「介護給付費請求明細書情報」(紙請求では「介護給付費請求明細書」)を確認して下さい。確認の結果、介護給付費請求書情報の数値誤りであれば、対応の必要はありません。(国保連合会は「介護給付費請求明細書情報」の集計金額をお支払いします。)

 ポイント!

「返戻」がある場合、件数・金額ともマイナス(-)としてカウントし、「請求差」の「合計」欄には、マイナス(-)表示されます。

「査定減」がある場合、「請求差」の「合計」欄には金額(介護保険請求額+公費分請求額)のみがマイナス(-)表示されます。

<例>

「返戻」1件・300単位(介護保険請求額2,700円、公費の請求無し)

「査定減」1件・-50単位(介護保険請求額450円、公費の請求無し)

「請求差」の「合計」欄には件数{-1}、金額{-3,150}と表示されます。

件数{-1}(返戻の1件)、金額{-3,150}(返戻分の保険請求額2,700、査定増減の保険請求額450)

「合計」(請求差合計欄は 参照)

各項目の合計が表示されます。

各項目には「件数」「単位数」「特定入所者介護費等」を表示していますが、表示方法は1行に2段となっており、上段は請求件数・請求金額を、下段には特定入所者介護費等に関する請求件数・請求金額を表示しています。

～ 「返戻」「査定増減」「保留分」「保留復活分」

上記4欄には、各事業所から請求のあった「介護給付費請求明細書」について、「返戻」「査定増減」「保留分」「保留復活分」を保険者番号別、サービス提供年月別に集計したものを表示しています。「請求差」については、事業所の合計を表示しています。

各項目には「件数」「単位数」「特定入所者介護費等」を表示していますが、表示方法は1行に2段となっており、上段は請求件数・請求単位数を、下段には特定入所者介護費等に関する請求件数・請求金額を表示しています。



ポイント!

「査定増減 件数」欄には「介護保険増減単位数通知書」に表示されているものをカウントして表示しますが、「請求差」の「合計件数」欄にはカウントされません。

「査定増減」は、単位数の増減であって、明細書合計件数に増減はないため、「介護給付費請求書情報」の件数数値と「介護給付費請求明細書情報」の件数集計値に差異はありません。

介護保険審査増減単位数通知書

事業所番号 9970000000

令和6年7月審査分

介護予防・日常生活支援総合事業
分については、様式名は異なるが、
介護給付分と見方は同様となります。
す。

令和6年7月31日

事業所名 介護事業所

1 頁
県国民健康保険団体連合会
県介護給付費等審査委員会

保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類コード	サービス 項目コード	増減単位数	事由	内容	連絡事項
<p>「保険者番号」、「被保険者番号、被保険者氏名」 減単位(または増単位)となった請求明細書等の保 険者番号と被保険者番号に該当する受給者情報の 被保険者氏名が表示されます。</p>			<p>「増減単位数」 減単位(または増単位)となった 請求明細書等の単位数が表示さ れます。</p>			<p>「事由」 減単位(または増単位)となった請求明細 書等の減単位(または増単位)の事由がア ルファベット1文字の記号で表示されます。 記号の内容は、表の右下にある「事由記号 の内容」を参照して下さい。</p>		
		<p>「サービス提供年月」 減単位(または増単位)となった 請求明細書等のサービス提供年 月が表示されます。</p>						
			<p>「サービス種類コード」、「サービス項目コード」 減単位(または増単位)となった請求明細書等の 該当のサービスコードが表示されます。</p>			<p>「内容」 減単位(または増単位)となった請求明細書等の減単位(また は増単位)内容が表示されます。 上段に減単位(または増単位)の事由、下段に「確定単位数」 (実際に支払される単位数)と「請求単位数」(請求明細書に記 載されている請求単位数)が表示されます。</p>		

事由記号の内容

上限審査分		出来高分	
記号	内容	記号	内容
A	給付管理票に実績が記載されていないもの	C	適応と認められないもの
		D	過剰と認められるもの
		E	重複と認められるもの
B	給付管理票の実績を超えるもの	F	担当規程に反するもの
		G	前記の外、不適当、不必要と認められるもの

介護保険審査増減単位数通知書の見方について

この通知書は、各事業所から請求のあった「介護給付費請求明細書」について、国保連合会の審査により減単位（または増単位）となったものを一覧表に作成しているものです。

「保険者番号」「被保険者番号、被保険者氏名」

減単位（または増単位）となった請求明細書等の保険者番号、被保険者番号と被保険者番号に該当する被保険者氏名（カナ）が表示されます。

「サービス提供年月」

減単位（または増単位）となった請求明細書等のサービス提供年月が表示されます。

「サービス種類コード」「サービス項目コード」

減単位（または増単位）となった請求明細書等の該当のサービスコードが表示されます。

「増減単位数」

減単位（または増単位）となった請求明細書等の減単位数（または増単位数）が表示されます。

「事由」

減単位（または増単位）となった請求明細書等の減単位（または増単位）の事由が表示されます。

事由記号の内容

- 「A」・・・居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターから提出された該当被保険者の給付管理票に、サービス事業所から請求された請求明細書のサービス実績（サービス計画）が入力（記入）されていないもの。
- 「B」・・・居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターから提出された該当被保険者の給付管理票について、サービスの実績（サービス計画）とサービス事業所から請求された請求明細書の単位数を比較して、請求明細書の請求単位数が多く請求されていたもの。
- 「C～G」・・・審査委員会の決定等により減単位されたもの。

介護保険審査増減単位数通知書

介護予防・日常生活支援総合事業分については、様式名は異なるが、介護給付分と見方は同様となります。

事業所番号 997000000

令和6年7月審査分

令和6年7月31日

事業所名 介護事業所

1 頁
県国民健康保険団体連合会
県介護給付費等審査委員会

保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類コード	サービス 項目コード	増減単位数	事由	内容	連絡事項
990000	000000001 加付 知	R6.6	15	2241				
990000	000000001 加付 知	R6.6	15	5051				
990000	000000001 加付 知	R6.6	15	5301	-4,924	A	給付管理票に実績が記載されていないもの 確定単位数(0単)請求単位数(4924単)	

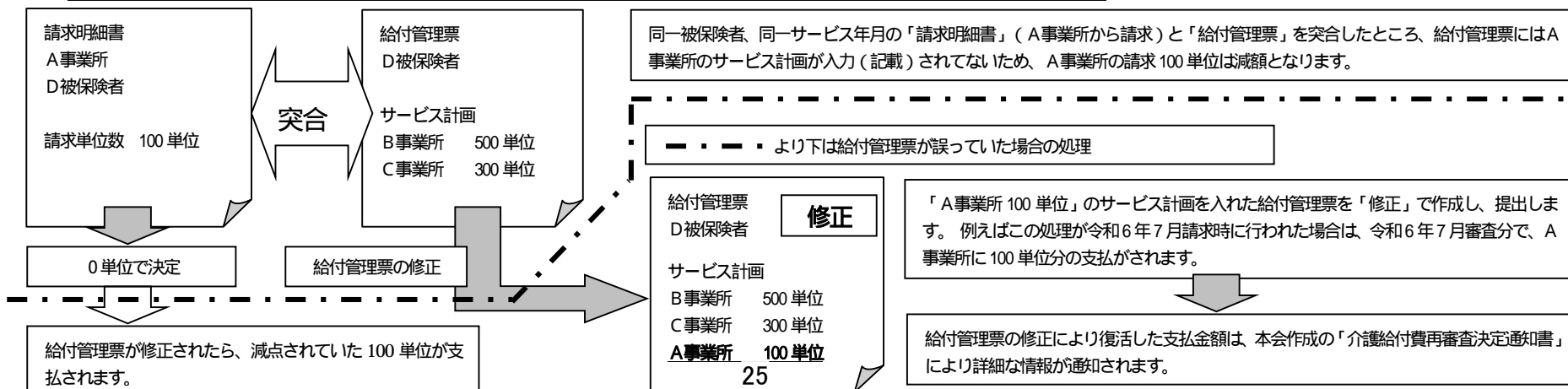
内容・・給付管理票に実績が記載されていないもの 事由記号 = A

原因・・請求された請求明細書の被保険者の給付管理票は居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターから提出されているが、その中に該当のサービス事業所の該当サービスの実績（計画単位数）が入力（記載）されていない場合。

この場合、一覧表の内容欄に表示される確定単位数は0単位となります。

対応・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月やサービスコード等に誤りがなければ確認）居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。減単位された（0単位となった）請求明細書については、返戻となっていないわけではない（0円で決定している）ので、再請求する必要はありません。給付管理票が正しく修正されれば、給付管理票が修正された年月の審査分で減単位されていた金額がサービス事業所に支払われます。

「給付管理票に実績が記載されていないもの」についての具体例（請求明細書に誤りが無かった場合）



介護保険審査増減単位数通知書

介護予防・日常生活支援総合事業
分については、様式名は異なるが、
介護給付分と見方は同様となります。
す。

事業所番号 9970000000

令和6年7月審査分

令和6年7月31日

事業所名 介護事業所

1 頁

県国民健康保険団体連合会
県介護給付費等審査委員会

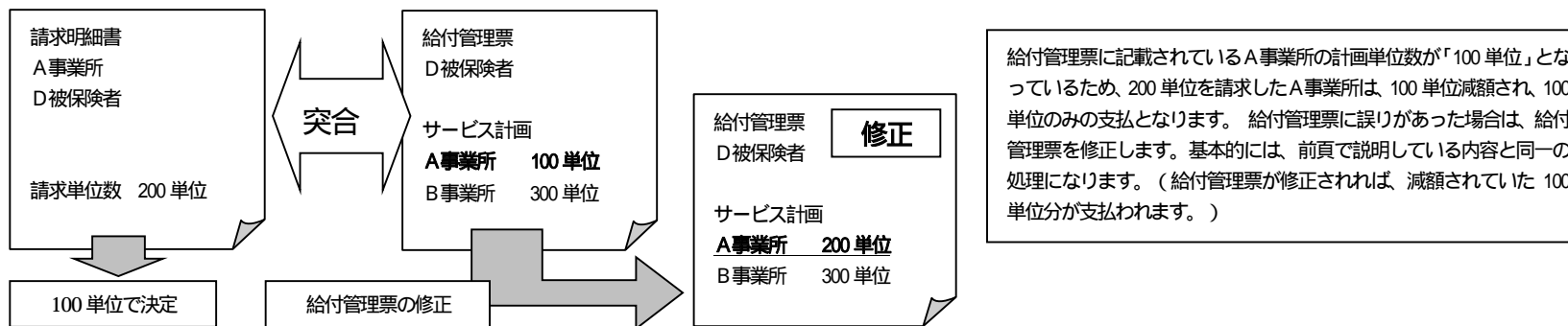
保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類コード	サービス 項目コード	増減単位数	事由	内容	連絡事項
990000	0000000002 加古 ジヨウ	R6.6	16	2101				
990000	0000000002 加古 ジヨウ	R6.6	16	5301				
990000	0000000002 加古 ジヨウ	R6.6	16	5605	-1,088	B	給付管理票の実績を超えるもの 確定単位数(5427単)請求単位数(6515単)	

内容・給付管理票の実績を超えるもの 事由記号 = B

原因・請求された請求明細書の被保険者の給付管理票は居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターから提出されていて、その中に該当のサービス事業所の該当サービスの実績（計画単位数）が入力（記載）されているが、その給付管理票の計画単位数が請求明細書の請求単位数よりも少なかった場合。
この場合、確定単位数は給付管理票の計画単位数と同じ単位数になります。

対応・基本的な対応については、「給付管理票に実績が記載されていないもの」と同様となります。

「給付管理票の実績を超えるもの」についての具体例（請求明細書に誤りが無かった場合）



請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表の見方について

各事業所から請求等のあった「介護給付費請求明細書」及び「給付管理票」について、チェックを行いエラーとなったものを返戻（保留）としています。

この一覧表は、この返戻（保留）となった「介護給付費明細書」及び「給付管理票」を各事業所へ通知するために作成しています。主なチェックは、次のとおりです。

- (1)必要箇所への入力（記入）漏れ、入力（記入）誤りがあるもの。
- (2)請求明細書等の請求額等に計算誤りがあるもの。
- (3)該当被保険者の資格に関する情報（受給者台帳）、該当事業所の届出情報（事業所台帳）等と突合して、一致しなかったもの。
- (4)請求明細書や給付管理票を重複して請求したもの、また、登録されていない給付管理票に対して「修正」の給付管理票が出されたもの。
- (5)その他、審査チェックでエラーとなったもの。

各項目の説明（前ページの～に対応しています。）

「被保険者氏名」

請求明細書等に入力（記入）された「保険者番号」・「被保険者番号」と保険者が本会へ登録している“受給者台帳”とを突合し、“受給者台帳”に登録されている「被保険者氏名」を表示しています。そのため、「保険者番号」・「被保険者番号」のどちらかでも入力（記入）誤りがあると、請求していると思っていた被保険者と違う「被保険者氏名」が表示される場合があります。また、“受給者台帳”に登録が無い場合は表示されません。再請求の場合は、「保険者番号」・「被保険者番号」を確認して提出して下さい。

「種別」

返戻（保留）となったものの請求種別が表示されます。

「サ」… サービス計画費（ケアプラン料）

「請」… 請求明細書（サービス計画費を除く）

「給」… 給付管理票

「ケ」… 介護予防ケアマネジメント費請求明細書（総合事業の場合に限る）

返戻（保留）になっているものがどの種別かを必ず確認して、再提出（再提出の必要があるもの）して下さい。

「サービス提供年月」

返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス提供年月を表示しています。

請求年月ではありませんので、前月以前に提出した請求明細書が返戻されてこの帳票に表示される場合があります。

「サービス種類」

返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス種類をコードで表示します。

請求明細書・給付管理票 1 件に複数のサービスがあり、全てのサービスに該当するエラーがある場合は、全サービスコード分を表示します。

その中の一部のサービスコード分のみがエラーとなった場合は、エラーとなったサービスコード分のみが表示となります。ただし、一部のサービスコード分の返戻（または保留）しか表示されていない場合でも、請求明細書・給付管理票は 1 件全部の返戻（または保留）となります。

サービス種類欄が空欄は給付管理票の「合計情報」(サービス計画の合計)です。

「サービス項目等」

返戻となった請求明細書等のサービス項目等を表示します。

返戻となった請求明細書のうち明細情報と特定入所者介護サービス費情報のエラーにはサービス項目コード、特定診療費・特別療養費情報のエラーには識別番号が表示されます。

「単位数（特定入所者介護費等）」

返戻（または保留）となった請求明細書等の単位数または特定入所者介護費等を表示します。

請求明細書・給付管理票 1 件に複数のサービスがあり、全てのサービスに該当するエラーがある場合は、全サービスコード分の単位数を表示します。その中の一部のサービスコード分のみがエラーとなった場合は、エラーとなったサービスコード分の単位数のみが表示となります。

また、特定入所者介護費等については、単位数ではなく、「費用額合計」の表示となります。

「事由」

請求明細書等が返戻（または保留）となった事由をアルファベット 1 文字で表示します。

事由記号の内容

「A」・・・請求明細書等の基本的な項目に対する入力（記入）誤り、入力（記入）漏れ等で、審査処理で一次チェックエラーとなったもの。

「B」…本会の審査システムに保険者が登録する“受給者台帳”や県が登録する“事業所台帳”と請求明細書等を突合し、不一致としてエラーとなったもの。また、当月以前に請求又は登録のあった請求明細書や給付管理票に対して、再請求または登録しようとしてエラーとなったもの。登録の無い給付管理票に対して修正をしようとしてエラーとなったもの等、審査処理で資格チェックエラーとなったもの。

「C」…請求明細書に対する給付管理票との突合不一致のもの。

この場合、一覧表の備考欄は「保留」のものとして「返戻」となるものがあります。

「D」…サービス計画費に対する給付管理票が未提出のもの。

この場合、一覧表の備考欄は「返戻」となります。

「E」…介護給付費等審査委員会で返戻となったもの。

「内 容」

請求明細書等が返戻（または保留）となった原因の項目とコメントを表示します。

この欄を参照して請求明細書等の修正等をして下さい。

「備 考」

請求明細書等が返戻となった原因を4文字のコード（アルファベットと数字の組合せ）で表示します。

4文字のコード又は「返戻」が表示されている場合は返戻です。エラーの原因と対応については、4文字のコード「エラーコード」毎に代表的なものをエラーコード解説に掲載していますのでご参照下さい。

「保留」が表示されている場合の原因と対応については、エラーコード「保留」を参照して下さい。

〒123-4567

県 市 1 丁目 1 番 1 号

介護事業所

太郎

様

介護職員処遇改善加算の支払のある事業所の住所が表示されます。表示されている住所・事業所名が間違っている場合は、国保連合会まで連絡して下さい。

介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ

令和 6 年 7 月 審査分の介護職員処遇改善加算等の加算総額は、右のとおりですので、お知らせいたします。

<お知らせの内容について>

- このお知らせには、介護職員等処遇改善加算、旧介護職員処遇改善加算、旧介護職員等特定処遇改善加算及び旧介護職員等ベースアップ等支援加算の額（加算の単位数×単位数単価）を記載しています。
- 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善等の実績を報告する際に、本帳票を参考にしてください。

事業所番号	9970000000
-------	------------

加算総額	56,740
------	--------

事業所番号と介護職員処遇改善加算総額が表示されます。

上記金額の内訳が表示されます。

保険請求分に係る加算額のみを記載しております。査定された単位数（給付管理票修正、再審査を含む）は考慮しておりません。

取下げ（過誤）については、加算額をマイナスで計上します。

令和 6 年 7 月 31 日
県国民健康保険団体連合会

介護職員処遇改善加算等の加算総額

指定サービス等

介護職員等処遇改善加算総額	24,500
旧介護職員処遇改善加算総額	15,070
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	6,930
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	2,640

地域密着型サービス

介護職員等処遇改善加算総額	0
旧介護職員処遇改善加算総額	0
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	0
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	0

介護予防・日常生活支援総合事業サービス

介護職員等処遇改善加算総額	7,600
旧介護職員処遇改善加算総額	0
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	0
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	0

よくある返戻事由（エラーコード） と対応例について

「備考」欄 エラーコード= A B B 0 (エービービーゼロ)

請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表

事業所(保険者)番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所(保険者)名 介護事業所

1頁

県国民健康保険団体連合会

保険者(事業所)番号 保険者(事業所)名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
	000000001	請	R6.4	17		800	A	証記載保険者番号: 必須項目が未設定	A B B 0

内容・・・(必須項目名): 必須項目が未設定

原因・・・指定された項目に正しい数値が入力(記入)されていません。

対応・・・指定された項目に正しい数値(又はアルファベット)を入力(記入)して、再請求して下さい。

請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表

事業所(保険者)番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所(保険者)名	介護事業所
-----------	-------

1頁

県国民健康保険団体連合会

保険者(事業所)番号 保険者(事業所)名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加代 知	給	R6.4	21		5,675	A	対象年月:無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD1
990000 市	0000000001 加代 知	給	R6.4	21		5,675	A	サービス事業所番号:無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD1
990000 市	0000000001 加代 知	給	R6.4	21		5,675	A	サービス種類:無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD1

- 内容・・・
- ADD0 サービス事業所番号:無効もしくは事業所基本台帳に未登録
 - ADD1 対象年月:無効もしくは事業所基本台帳に未登録
 - サービスコード(サービス種類):無効もしくはサービス台帳に未登録
 - サービス事業所番号(支援事業所):無効もしくはサービス台帳に未登録



ポイント! 事業所台帳、事業所基本台帳、サービス台帳
 都道府県は国保連合会に以下のような事業所の情報を登録しています。
 事業所基本台帳・・・事業所番号、指定/基準該当等区分コード等を登録
 サービス台帳・・・事業所のサービス種類ごとの届出情報等を登録
 事業所基本台帳とサービス台帳を総称して**事業所台帳**と呼びます。

- 原因・・・ADD0については、給付管理票作成時にサービス事業所の番号を誤って入力(記入)した為、都道府県が国保連合会へ登録している事業所台帳に該当するものがない場合、または、サービス事業所の番号が変更になっているのに前の番号を入力(記入)した等の場合にエラーになります。
 その他、請求明細書等を提出した事業所が、自事業所の番号を間違えた場合にエラーとなります。
 ADD1については、ADD0と同様入力(記入)誤り等でエラーになったものですが、入力(記入)した事業所は事業所台帳に登録されているが取り扱っているサービス(訪問介護・訪問看護等)が登録されていないことでエラーになったものです。
- 対応・・・サービス事業所番号の入力(記入)に誤りがないか、番号が変更になっていないか等を確認し、誤りがあれば修正して再提出します。
 誤りが無い場合は、都道府県が国保連合会へ事業所を登録する際の誤りや登録漏れ、又は事業所が都道府県への申請の際にサービス種類の記入誤り等の可能性がありますので、都道府県へ照会して下さい。

「備考」欄 エラーコード=ADD1となる給付管理票の例 (この給付管理票を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」が国保連合会から送付されます。)

様式第十一 給付管理票 (令和6年4月分)

保険者番号		保険者名	
9 9 0 0 0 0		市	
被保険者番号		被保険者氏名	
0 0 0 0 0 0 0 0 0 1		フリガナ 加 ^カ 知 ^チ 介護 太郎	
生年月日	性別	要支援・要介護状態区分等	
明・大・昭 5年5月5日	男・女	事業対象者 要支援1・2 要介護1・2・3・4・5	
居宅サービス・介護予防サービス・ 総合事業 支給限度基準額	限度額適用期間		
19705 単位/月	令和 6年1月	~	令和 6年12月

作成区分					
1. 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成 3. 介護予防支援事業者作成・地域包括支援センター作成					
居宅介護/介護予防 支援事業所番号	9	9	7	0	0
担当介護支援専門員番号	9	9	0	0	0
居宅介護/介護予防 支援事業者の事業所名	介護事業所				
支援事業者の 事業所所在地及び連絡先	県 市 町1-2-3				
委託 した場合	委託先の支援事業所番号				
	介護支援専門員番号				

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業																		
サービス事業者の 事業所名	事業所番号 (県番号 - 事業所番号)					指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別	サービス 種類名	サービス 種類コード	給付計画単位数									
A事業所	4	8	7	0	0	0	0	0	0	1	指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業	訪問介護	1	1	2	3	1	0
B事業所	4	8	7	0	0	0	0	0	0	2	指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業	通所介護	1	5	1	7	4	8
B事業所	4	8	7	0	0	0	0	0	0	2	指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業	短期入所生活介護	2	1	5	6	7	5

事業所台帳 (都道府県が国保連合会に登録している事業所の情報)		
事業所名	事業所番号	サービス種類コード
A事業所	487000001	11 訪問介護
B事業所	487000002	15 通所介護
C事業所	487000003	21 短期入所生活介護

エラーの原因と対応

原因・・・
3行目の「サービス事業者の事業所名」と「事業所番号」に「C事業所」と入力(記入)するべきであったが、誤って「B事業所」と入力(記入)したため、ADD1エラーとなっています。

対応・・・
3行目のサービス事業所を「C事業所」と修正して再提出して下さい。

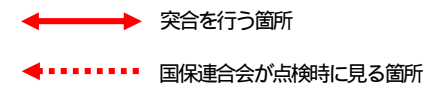
誤：B事業所
正：C事業所

国保連合会は、給付管理票に入力(記入)されている事業所番号が、事業所台帳(都道府県が国保連合会に登録している事業所の情報)に該当するか点検します。該当する事業所がない場合ADD0エラーとなります。

事業所台帳
(都道府県が国保連合会に登録している事業所の情報)

事業所名	事業所番号	サービス種類コード
A事業所	487000001	11 訪問介護
B事業所	487000002	15 通所介護
C事業所	487000003	21 短期入所生活介護

国保連合会は、給付管理票に入力(記入)されているサービスが事業所台帳(都道府県が国保連合会に登録している事業所の情報)のサービス種類コードに該当するか点検します。該当する事業所がない場合ADD1エラーとなります。



「備考」欄 エラーコード=ADD2

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名 介護事業所

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000	0000000001	請	R6.4	17		1,250	A	証記載保険者番号：当該保険者等情報が保険者台帳等に未登録	ADD2

内容・・証記載保険者番号：当該保険者等情報が保険者台帳等に未登録

原因・・保険者番号を誤って入力（記入）した（介護保険の保険者として登録されていない保険者番号等）場合にエラーとなります。

対応・・保険者番号を確認、修正して再請求して下さい。

「備考」欄 エラーコード=ADDA

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加口 知	請	R6.4	16		2,400	A	証記載保険者番号：有効期間外の保険者	ADDA

内容・・証記載保険者番号：有効期間外の保険者

原因・・サービス提供年月時点において、請求明細書に記載された保険者が市町村合併等により既に存在していない場合に発生します。

対応・・サービス月の入力（記入）に誤りがないか確認して下さい。間違っていれば正しいサービス月を入力（記入）して再請求します。

サービス月の入力（記入）が正しい場合は、利用者に新しい（正しい）保険者番号、被保険者番号を確認して入力（記入）し再請求します。この時、保険者番号だけを正しくし、被保険者番号は元の番号で請求している例がありますが、多くの場合被保険者番号も新しくなります。保険者番号、被保険者番号両方を確認して下さい。

「備考」欄 エラーコード= A E E 2

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加古 知	請	R6.4	11		4,564	A	サービス実日数：日数が期間を超過	A E E 2

内容・・・サービス実日数：日数が期間を超過

原因・・・サービス開始年月日、中止年月日（入所年月日、退所年月日）から計算したサービス可能日数より「介護給付費請求明細書」のサービス実日数が多い場合にエラーとなります。

対応・・・介護給付費請求明細書のサービス開始年月日や中止年月日（入所年月日、退所年月日）を確認して、再請求して下さい。

「備考」欄 エラーコード= A E E 2となる請求明細書の例 (この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」が国保連合会から送付されます。)

開始年月日	令和	6	年	4	月	2	1	日	中止年月日	令和		年		月		日						
中止理由	1.非該当 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院 9.介護医療院入所																					
給付書明細欄	サービス内容	サービスコード						単位数			回数			サービス単位数			公費分回数	公費対象単位数			摘要	
	身体介護1	1	1	1	1	1	1	2	4	4	1	0	2	4	4	0						
	身体介護1・夜	1	1	1	1	1	2	3	0	5	3		9	1	5							
	身体介護1・深	1	1	1	1	1	3	3	6	6	3		1	0	9	8						
給付書明細欄 (住所地特例対象者)	サービス内容	サービスコード						単位数			回数			サービス単位数			公費分回数	公費対象単位数			摘要	
請求額集計欄	サービス種類コード / 名称	1	1																			
	サービス実日数	1	6	日																		
	計画単位数			4	4	5	3															
	限度額管理対象単位数			4	4	5	3															
	限度額管理対象外単位数						0															
	給付単位数(のうち少な し数)+			4	4	5	3															
	公費分単位数																					
	単位数単価	1	0	0	0	円/単位																
	保険請求額		4	0	0	7	7															
	利用者負担額			4	4	5	3															
公費請求額																						
公費分本人負担																						

サービスの「開始年月日」「令和6年4月21日」、「中止年月日」「空欄(5月以降もサービスを継続している)」なので、サービス可能日数は4月21日~30日の10日間となる。
しかし、「サービス実日数」に10日より多い日数が入力(記入)されているため、A E E 2エラーとなります。

誤：16日
正：10日

エラーの原因と対応

原因・・・
請求額集計欄(集計情報)の「サービス実日数」に“10日”と入力(記入)するつもりであったが、誤って“16日”と入力(記入)したため、A E E 2エラーとなります。

対応・・・
請求額集計欄(集計情報)の「サービス実日数」を“10日”と修正して再提出して下さい。

←→ 突合を行う箇所
←..... 国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄 エラーコード= A E E A

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加古 知	請	R6.4	11		4,620	A	開始年月日：年月日がサービス提供年月の期間外	A E E A

内容・・開始年月日、中止年月日、入所（院）年月日、退所（院）年月日：年月日がサービス提供年月の期間外

原因・・「介護給付費請求明細書」の開始年月日、入所（院）年月日にサービス提供年月よりも後の日付が入力（記入）されている場合や中止年月日、退所（院）年月日にサービス提供年月よりも前の日付が入力（記入）されている場合にエラーとなります。

対応・・介護給付費請求明細書の開始年月日、中止年月日、入所（院）年月日、退所（院）年月日を確認して、再請求して下さい。

「備考」欄 エラーコード= A E F 0 (エーイーエフゼロ)・ A E F A ・ A E F B

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名 介護事業所

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 A市	0000000001 加代 知	請	R6.4	17	1001	700	B	日数回数：明細が受給可能日数超過	A E F B
990000 A市	0000000001 加代 知	請	R6.4	17	1003	1,300	B	日数回数：明細が受給可能日数超過	A E F B
990000 A市	0000000001 加代 知	請	R6.4	17		2,000	B	サービス実日数：市町村認定の利用可能日数超過	A E F 0



ポイント！ 受給者台帳

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳 ・ 被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、
居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

内容・・・ A E F 0 サービス実日数、日数回数：市町村認定の利用可能日数超過
A E F A 日数回数：集計値がサービス実日数超過
A E F B 日数回数：明細が受給可能日数超過

原因・・・ A E F 0 利用者が月の途中で要介護の認定を受けた場合や、月の途中で資格を喪失した場合、当該月でのサービス可能日数より請求されたサービス日数が多い場合にエラーとなります。
A E F A 「介護給付費請求明細書」の中で、明細情報（給付費明細欄）の日数・回数を集計した値が集計情報（請求額集計欄）のサービス実日数より大きい場合にエラーとなります。
A E F B 「A E F 0」と同じエラーですが、このエラーはサービスコード“17”「福祉用具貸与」又は“67”「予防福祉用具貸与」の場合のみ発生します。

対応・・・ A E F 0・A E F Bについては、利用者の受給者証等で認定日、喪失日を確認して下さい。喪失日については、転居等で、保険者が変更になっていることがあります。また、保険者が喪失日を間違えていることもありますので、利用者に確認すると共に、必要があれば保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へも照会して下さい。

A E F Aについては、「介護給付費請求明細書」明細欄の日数・回数、集計欄のサービス実日数を確認して下さい。

「備考」欄 エラーコード=AEF0、AEFBとなる請求明細書の例

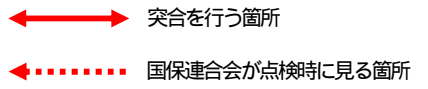
(この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」が国保連合会から送付されます。)

被保険者	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1									
	(フリガナ)	加古 知									
	氏名	介護 太郎									
給付書明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要			
	車いす貸与	1 7 1 0 0 1		3 0	7 0 0			12345-123456			
	特殊寝台貸与	1 7 1 0 0 3		3 0	1 3 0 0			01234-567890			
給付書明細欄 (住所地利所対象者)	サービス内容	誤: 30日 正: 25日		単位数	回数	サービス	摘要				
	国保連合会は、保険者が国保連合会に登録している内容を確認し、利用者がサービスを受けられる日数「25日」より、請求されたサービス日数「30日」の方が多いため、 AEFBエラー となります。										
受給者台帳 (保険者(A市)が国保連合会に登録している受給者の情報)											
サービス種類コード (名称)		1 7									
サービス実日数		3 0 日									
計画単位数		2 0 0 0									
限度額管理対象単位数		2 0 0 0									
限度額管理対象外単位数		0									
給付単位数(のうち少ない数)+		2 0 0 0									
公費分単位数											
単位数単価		1 0 0 0 円/単位									
保険請求額		1 8 0 0 0 円									
利用者負担額		2 0 0 0 0 円									
公費請求額											
公費分本人負担											
給付率(/100) 保険 9 0 公費 合計 1 8 0 0 0 0 2 0 0 0 0											
国保連合会は、保険者が国保連合会に登録している内容を確認し、利用者がサービスを受けられる日数「25日」より、請求されたサービス日数「30日」の方が多いため、 AEF0エラー となります。											

エラーの原因と対応

原因・・・
 利用者が月の途中で転居し、A市の介護保険資格を喪失したが、30日分請求したため、AEFB・AEF0エラーとなっています。

対応・・・
 「回数」と「サービス実日数」を「25日」と修正して再請求して下さい。
 残りの5日分は転居後の保険者番号・被保険者番号で請求して下さい。



「備考」欄 エラーコード= A E F J

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加古 知	請	R6.4	51	1111	11,780	B	日数回数：サービス可能な日数を超過	A E F J
990000 市	0000000001 加古 知	請	R6.4	51	1111	11,780	B	サービス実日数：サービス可能な日数を超過	A E F J

内容・・・日数回数、サービス実日数：サービス可能な日数を超過

原因・・・主な原因として以下のことが考えられます。

「介護給付費請求明細書」の中で、明細情報（給付費明細欄）の日数・回数を集計した値が、入所（院）年月日～退所（院）年月日（開始年月日～中止年月日）の日数より大きい場合。

「介護給付費請求明細書」の中で、集計情報（請求額集計欄）のサービス実日数が、入所（院）年月日～退所（院）年月日（開始年月日～中止年月日）の日数より大きい場合。

対応・・・「介護給付費請求明細書」明細欄の日数・回数、入所（院）年月日・退所（院）年月日、開始年月日・中止年月日を確認して下さい。

「備考」欄 エラーコード=AG06

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

1 頁

県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加古 知	請	R6.4	52	6100	480	B	資格:摘要が記載されていません。	AG06

内容・・・AG06 資格:摘要が記載されていません。

原因・・・所定疾患施設療養費等レコードの摘要欄に入力（記入）が必要なサービスを請求していますが、摘要欄が未入力（未記入）となっています。

対応・・・摘要欄に必要事項の入力（記入）が必要なサービスは「介護給付費請求書等の記載要領について（平成13年11月16日老老発31号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）」に掲載されています。内容を確認して、入力（記入）または修正して再請求して下さい。

「備考」欄 エラーコード= AH01、AH02

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	99B0000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加古 知	請	R6.4	55	1001	7,210	B	資格:基本摘要情報が記載されていません。	AH01
990000 市	0000000001 加古 知	請	R6.4	55	1021	7,110	B	資格:摘要種類コードにDPCコード(疾患コード)が記載されていません。	AH02

内容・・・ AH01 資格:基本摘要情報が記載されていません。

AH02 資格:摘要種類コードにDPCコード(疾患コード)が記載されていません。

原因・・・ AH01 基本摘要欄に入力(記入)が必要なサービスを請求していますが、基本摘要欄が未入力(未記入)となっています。

AH02 基本摘要欄に利用者状態等コードが入力(記入)されているにも係らず、DPCコード(疾患コード)の入力(記入)がない場合、エラーとなります。

対応・・・基本摘要欄に必要事項の入力(記入)が必要なサービスは確認して、入力(記入)または修正して再請求して下さい。



ポイント! 基本摘要情報とは、請求明細書様式第四の三、第四の四、及び第九の二の以下の部分となります。

基本摘要	摘要種類		内容
	0	1	
			DPCコード(6桁)
		110280	



ポイント! 基本摘要情報に入力(記入)されているDPCコード(疾患コード)のフォーマットに誤りがある場合は「AB09エラー」、利用者状態等コードのフォーマットに誤りがある場合は「AB10エラー」と出力されます。

「備考」欄 エラーコード= ANN0 (エーエヌエヌゼロ)

請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表

事業所(保険者)番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所(保険者)名 介護事業所

1頁

県国民健康保険団体連合会

保険者(事業所)番号 保険者(事業所)名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加コ 知	給	R6.4	11		1,350	B	様式番号: 同月に同じ給付管理票(新規)を提出済	ANN0
990000 市	0000000001 加コ 知	給	R6.4	17		1,450	B	様式番号: 同月に同じ給付管理票(新規)を提出済	ANN0
990000 市	0000000001 加コ 知	給	R6.4			2,800	B	様式番号: 同月に同じ給付管理票(新規)を提出済	ANN0

1つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラー
と合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・様式番号: 同月に同じ給付管理票(新規)を提出済

原因・該当の給付管理票と同一被保険者、同一サービス提供年月の給付管理票が既に国保連合会に登録されている場合にこのエラーとなり、原因として以下のことが考えられます。


伝送時に同一の給付管理票ファイルを複数回送信した場合。媒体(CD-R等)に同一の給付管理票ファイルを複数回登録した場合も同じ。

伝送で、一度給付管理票を送信したが、送信後に誤りに気づき訂正して再度送信した場合。媒体(CD-R等)も同様に、媒体に登録後、再度訂正したデータを登録した場合。

月の途中で居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが変更となった場合。

この場合、制度上その月の末日時点の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターのみが給付管理票を提出することになりますが、変更前の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが誤って給付管理票を提出した場合にこのエラーになることがあります。(月の途中で保険者が変わったため居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが変わった場合等は、この条件に該当しません)

他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力(記入)した給付管理票と同一被保険者(入力間違いをした保険者番号、被保険者番号の被保険者)の正しい給付管理票を一緒に提出した場合。

 ポイント! エラーコード= ANN0は当月審査分における重複、エラーコード= ANNJは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。

対応・・・の場合は、既に正しい給付管理票が登録されていると思われます。この場合は再提出の必要はありません。

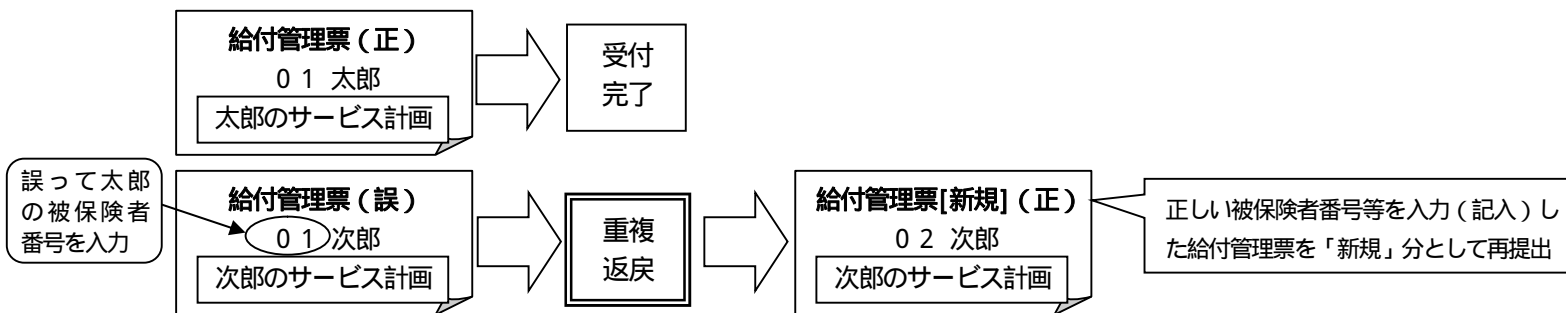
の場合は、返戻となった給付管理票が正しいものか確認し、正しいものであれば登録された給付管理票は間違っているため翌月「修正」で提出します。返戻となった給付管理票が間違った給付管理票であれば、正しい給付管理票が登録されているので再提出の必要はありません。

の場合は、月末時点の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが給付管理票を提出します。変更前の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターは給付管理票を提出できません。

の場合で、返戻となった給付管理票が誤って被保険者番号等を入力（記入）したものであれば、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として次回再提出します。また、正しい給付管理票が返戻となり誤った給付管理票が登録された場合は、誤って登録された被保険者番号を入力（記入）した給付管理票を「取消」分として次回再提出します。取消されたことを確認後、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として再提出して下さい。

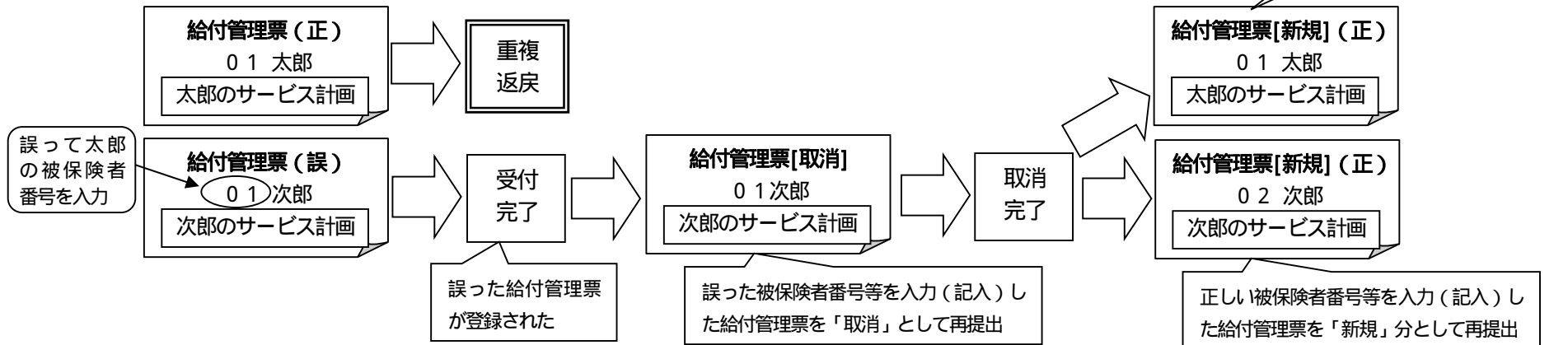
・返戻となった給付管理票が誤った被保険者番号等を入力（記入）したものである場合

太郎と次郎の給付管理票に同一の被保険者番号"01"を入力して提出。誤って太郎の被保険者番号を入力した次郎の給付管理票が重複返戻となった。



・返戻となった給付管理票が正しい被保険者番号等を入力（記入）したものである場合

太郎と次郎の給付管理票に同一の被保険者番号"01"を入力して提出。太郎のものとして正しく作成された給付管理票が重複返戻となった。



請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加代 知	請	R6.4	17		1,350	B	様式番号：同月に同じ請求明細書を提出済	ANN2
990000 市	0000000002 加代 ジ	請	R6.4	17		1,450	B	様式番号：同月に同じ請求明細書を提出済	ANN2

内容・・様式番号：同月に同じ請求明細書を提出済

原因・・同一月に同じ請求明細書が複数請求された場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

伝送時に同一の請求書ファイルを複数回送信した場合。媒体（CD-R等）に同一の請求書ファイルを複数回登録した場合も同じ。

伝送で、一度請求明細書を送信したが、送信後に誤りに気づき訂正して再度送信した場合。媒体（CD-R等）も同様に、媒体に登録後、再度訂正したデータを登録した場合。

他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した請求明細書と同一被保険者（入力間違いをした保険者番号、被保険者番号の被保険者）の正しい請求明細書を一緒に請求した場合。

国保連合会で「保留」になっている請求明細書を再請求した場合。


対応・・ の場合は、請求明細書は複数請求されても1件は登録される（支払される）ので、再請求の必要はありません。

の場合、正しい請求明細書が返戻（この返戻一覧表に載っている）された場合は、間違っている請求明細書が登録されている（支払されている）ので、取下げ（過誤）の手続きをして、介護給付費過誤決定通知書で取下げ（過誤）が完了したのを確認後、再請求をして下さい。通常は取下げ（過誤）依頼をしてから介護給付費過誤決定通知書に載るまで2～3ヶ月かかります。

の場合、正しい請求明細書が返戻された場合は、誤って入力（記入）した請求明細書は、正しい保険者番号、被保険者番号に修正して次回請求しますが、返戻された正しい請求明細書は誤って入力した請求明細書が登録されているため、取下げ（過誤）終了後再提出して下さい。

の場合、保留期間中は、請求明細書を再請求する必要はありません。該当利用者の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡をして、給付管理票を「新規」で国保連合会へ提出するように依頼して下さい。

「保留」の原因と対応については、「エラーコード=保留・返戻」を参照して下さい。

 ポイント！ エラーコード=ANN2は当月審査分における重複、エラーコード=ANN4、ANNMは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年6月審査分

令和6年6月30日

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加古 知	請	R6.4	17		1,350	B	様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済	ANN4
990000 市	0000000002 加古 ジ	請	R6.4	11		1,450	B	様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済	ANN4
990000 市	0000000002 加古 ジ	請	R6.4	11		1,450	B	サービス種類：支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要	ANNM

内容・・・ ANN4 様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済
ANNM サービス種類：支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要

ANNMエラーはANN4エラーとセットで出力されます。

原因・・・ ANN4 前月以前に同じ介護給付費を請求し、支払が完了されている請求明細書がある場合にこのエラーが発生します。主な原因として以下のことが考えられます。

- (1) 既に請求支払が終わった請求明細書を、請求していないと思って月遅れで請求した場合。
- (2) 既に請求支払が終わった請求明細書の請求間違いに気づき、取下げ（過誤）の手続きをしないまま、再請求した場合。
- (3) 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した場合。

ANNM 前月以前に同じ介護給付費を請求し、給付管理票と突合審査を行った結果全額マイナス（0決定）しているのに再請求した場合。

対応・・・ (1)の場合、既に請求支払が終了していますので、再請求する必要はありません。
(2)の場合、請求明細書の取下げ（過誤）の手続きをして、介護給付費過誤決定通知書で過誤になったのを確認後、再請求をして下さい。
通常は取下げ（過誤）依頼をしてから介護給付費過誤決定通知書に載るまで2～3ヶ月かかります。
(3)の場合、正しい保険者番号、被保険者番号等を入力（記入）した請求明細書を再請求します。

ANNMの場合、過去の審査で決定した請求明細書に誤りがなければ、再請求する必要はありません。該当利用者の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡をして、給付管理票を「修正」で国保連合会へ提出するように依頼して下さい。



ポイント！ エラーコード= ANN2は当月審査分における重複、エラーコード= ANN4、ANNMは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。

「備考」欄 エラーコード= ANN7

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年6月審査分

令和6年6月30日

事業所（保険者）名 介護事業所

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加代 知	給	R6.4	17		1,350	B	様式番号：同月に市町村等による過誤調整を実施済	ANN7

内容・・様式番号：同月に市町村等による過誤調整を実施済

原因・・給付管理票の「修正」または「取消」を提出した月と同じ月に、「サービス種類」欄に表示されているサービスの請求明細書の過誤処理が行われているため返戻となりました。

対応・・同じ請求明細書に対する過誤と給付管理票の「修正」または「取消」は、同一の審査年月では実行できません。

本エラーが発生した場合、先に過誤調整がされた状態であるため、翌月以降に「修正」または「取消」の給付管理票を再提出してください。

「備考」欄 エラーコード=ANN9

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年6月審査分

令和6年6月30日

事業所（保険者）名 介護事業所

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加口 知	給	R6.4	11		1,000	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN9
990000 市	0000000001 加口 知	給	R6.4	15		2,450	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN9
990000 市	0000000001 加口 知	給	R6.4			3,450	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN9


1つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラー
と合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・・様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要

原因・・給付管理票を「修正」（給付管理票情報作成区分コード=2）として入力（記入）したものを提出しているが、修正の対象となる給付管理票が国保連合会に登録されていない場合。

給付管理票の提出漏れや、提出したが返戻されている、または単純な入力（記入）間違いが考えられます。

対応・・返戻された給付管理票の保険者番号・被保険者番号・サービス年月に誤りが無い場合は、「修正」ではなく「新規」（給付管理票情報作成区分コード=1）分として再提出します。

 **ポイント！ 給付管理票[新規][修正][取消]**
5 ページをご参照下さい

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年6月審査分

令和6年6月30日

1 頁

県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加代 知	給	R6.4	11		1,350	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNJ
990000 市	0000000001 加代 知	給	R6.4	17		1,450	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNJ
990000 市	0000000001 加代 知	給	R6.4			2,800	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNJ

1つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラーと合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・・様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済

原因・・前月以前に、該当の給付管理票と同一被保険者、同一サービス提供年月の給付管理票が既に国保連合会に登録されている場合にこのエラーとなります。主な原因として以下のことが考えられます。

今回請求した年月より前に、既に同一内容の給付管理票を提出していたが、誤って再提出した場合。

給付管理票を「修正」で提出しなければならないのに、「新規」分として提出した場合。

他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した場合。

対応・・ の場合は、既に正しい給付管理票が登録されていると思われます。この場合は再提出の必要はありません。

の場合は、「修正」の給付管理票を作成して提出します。

の場合は、返戻となった給付管理票が誤って被保険者番号等を入力（記入）したものであれば、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として次回再提出します。反対に正しい給付管理票が返戻となり誤った給付管理票が登録された場合は、誤って登録された被保険者番号を入力（記入）した給付管理票を「取消」分として次回再提出します。取消されたことを確認後、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として再提出して下さい。具体例は“エラーコード=ANN0”の対応を参照して下さい。



ポイント！ エラーコード=ANN0は当月審査分における重複、エラーコード=ANNJは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。

「備考」欄 エラーコード=ANNK

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名 介護事業所

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加古 知	給	R6.4	11		1,350	B	サービス種類：給付管理票内でサービス情報が重複	ANNK

内容・・・サービス種類：給付管理票内でサービス情報が重複

原因・・・提出された給付管理票内に同じサービス種類・同じ事業所番号を2つ以上入力（記入）した場合にこのエラーとなります。

対応・・・同じサービス種類、同じ事業所番号の計画単位数を1つにまとめ、「新規」の給付管理票を作成して提出して下さい。



ポイント！ 給付管理票[新規][修正][取消]

5ページをご参照下さい

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加口 知	請	R6.4	11		1,350	B	サービス種類：請求明細書内の情報が重複	ANNL
990000 市	0000000002 加口 ジ	請	R6.4	59	2111	5,000	B	明細行番号：請求明細書内の情報が重複	ANNL

内容・・・サービス種類、明細行番号：請求明細書内の情報が重複

原因・・・提出された介護給付費請求明細書内に同じ情報を2つ以上入力（記入）した場合にこのエラーとなります。主な原因として以下のことが考えられます。

「介護給付費請求明細書」の集計情報（請求額集計欄）に、同じサービス種類を2つ以上入力（記入）した場合。

「介護給付費請求明細書」の社会福祉法人等による軽減欄に、同じサービス種類を2つ以上入力（記入）した場合。

「介護給付費請求明細書」の緊急時施設療養費欄、所定疾患施設療養費欄、特定診療費欄、特別療養費欄、緊急時施設診療費欄、特別診療費欄、特定入所者介護サービス費欄に、同じ明細行番号（レコード順次番号）を2つ以上入力（記入）した場合。

対応・・・同じサービス種類、同じ明細行番号の単位数を1つにまとめ、介護給付費請求明細書を再請求して下さい。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 A市	0000000001 加代 知	請	R6.4	59	5511	43,350	B	負担限度額：市町村認定の負担限度額と相違	ASS6
990000 A市	0000000001 加代 知	請	R6.4	59	5511	43,350	B	保険分請求額：市町村認定の負担限度額と相違	ASS6

内容・・・ ASS5 利用者負担額、保険分請求額：請求金額等計算値超過

ASS6 負担限度額、保険分請求額：市町村認定の負担限度額と相違

原因・・・ ASS5 特定入所者介護サービス費の保険及び公費請求額と利用者負担額が審査により検算した値を超えている場合にエラーとなります。

ASS6 保険者（市町村）が国保連合会に登録している利用者の特定入所者負担限度額（食費・居住費 / 第1段階～第3段階）と事業所が請求明細書に入力（記入）している負担限度額が異なる場合にエラーとなります。

ただし、「保険者が国保連合会に登録している負担限度額」>「請求明細書に入力（記入）されている負担限度額」の場合はエラーとなりません。

また、認定内容が月途中で変更になった場合は月末時点の認定内容が基準となります。

<例>

4月 1日～4月12日 食費負担限度額300円

4月13日～ 食費負担限度額390円

4月分全て食費負担限度額390円で請求することとなります。

対応・・・ の場合は、返戻（保留）一覧表の「内容」欄に表示されているエラー個所を見て、該当のエラー個所について計算が正しく行われているか確認し、請求明細書を訂正して再請求して下さい。

の場合は、利用者の特定入所者認定内容を確認の上、請求が間違っていれば請求明細書を訂正して再請求して下さい。確認の結果、請求内容に誤りが無ければ、保険者が国保連合会に登録している内容が誤っている場合がありますので、該当保険者（市町村又は福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。

「備考」欄 エラーコード=ASS6となる請求明細書の例 (この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」が国保連合会から送付されます。)

被保険者	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1
	(フリガナ)	加代 知
	氏名	介護 太郎

サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
型医療院 3	5 5 1 0 0 5	1 0 7 0	3 0	3 2 1 0 0			
受給者台帳 (保険者(A市)が国保連合会に登録している受給者の情報)							
被保険者番号	被保険者名	負担限度額(食費)					
000000001	加代 知	390円					

国保連合会は、保険者が国保連合会に登録している負担限度額を確認し、請求明細書の負担限度額と異なる場合は、「保険者が国保連合会に登録している負担限度額」に訂正します。

サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額
介護医療院食費	5 9 5 5 1 1	1 4 4 5	3 0 0	3 0	4 3 3 5 0	3 4 3 5 0			9 0 0 0
合計					4 3 3 5 0				9 0 0 0
保険分請求額(円)						3 4 3 5 0	公費分請求額		公費分本人負担月額

請求明細書に入力(記入)されている保険分“34,350円”の方が再計算した保険分“31,650円”より大きいため、ASS6エラーとなります。

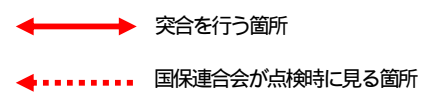
訂正した負担限度額を元に国保連合会システムで再計算します。
 費用単価：1,445、負担限度額：390、日数：30、費用額：43,350、保険分：31,650、利用者負担額：11,700

エラーの原因と対応

原因・・・
 保険者が国保連合会に登録している利用者の特定入所者負担限度額と事業所が請求明細書に入力(記入)している負担限度額が異なっています。

請求明細書に入力(記入)されている保険分請求額“34,350円”の方が、負担限度額を訂正して再計算した請求額“31,650円”より大きいため、ASS6エラーとなっています。

対応・・・
 負担限度額、保険分、利用者負担額を修正して再請求して下さい。
 請求内容に誤りがない場合は、保険者が国保連合会に登録している内容に誤りがないか保険者へ照会して下さい。



請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 A市	0000000001 加口 知	請	R6.4	51		22,599	B	保険単位数合計：記載された値が計算値を超過	ASSA
990000 A市	0000000001 加口 知	請	R6.4	51		22,599	B	保険請求額：記載された値が計算値を超過	ASSA
990000 A市	0000000001 加口 知	請	R6.4	51		22,599	B	保険利用者負担額：記載された値が計算値を超過	ASSA

内容・・保険単位数合計、保険請求額、保険利用者負担額：記載された値が計算値を超過

保険請求額、保険利用者負担額の値が、審査により検算した値を超えています。

原因・・このエラーについては、エラーとなった個所により様々な原因が考えられますので、「内容」欄に表示されている個所をみて原因を判断する必要があります。基本的には本会のシステムで、検算（例えば、サービス内容の単位数×回数 の合計値が正しく入力されているか）し、システムで検算した値より請求明細書の値が多い場合にエラーとなります。

対応・・返戻（保留）一覧表の「内容」欄の“記載された値が計算値を超過”の前に表示されているエラー個所をみて、該当のエラー個所について計算が正しく行われているか確認し、計算値等が誤っていれば修正して再請求します。

「備考」欄 エラーコード=ASSAとなる請求明細書の例（この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

被保険者	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1
	(フリガナ)	加川 知
	氏名	介護 太郎

単位数×回数の合計値が誤っている。
(正) 732 × 30 = 21,960

サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
福祉施設 3	5 1 1 1 3 5	7 3 2	3 0	2 2 5 9 9			1
合計				2 2 5 9 9			

区分	保険分	公費分
単位数合計	2 2 5 9 9	
単位数単価	1 0 0 0 円/単位	
給付率	9 0 /100	/100
請求額(円)	2 0 3 3 9 1	
利用者負担額(円)	2 2 5 9 9	

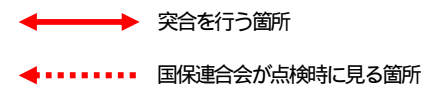
国保連合会システムで正しい単位数に訂正します。
(訂正前) 22,599

(訂正後) 21,960
請求明細書に入力(記入)されている単位数合計“22,599”の方がシステムで計算した単位数合計“21,960”より大きいため、ASSAエラーとなります。

単位数合計(訂正後)、単位数単価、給付率を基に国保連合会システムで再計算します。
単位数合計: 21,960
単位数単価: 10.00円
給付率: 90%
請求額: 197,640円
利用者負担額: 21,960円

請求明細書に入力(記入)されている請求額“203,391円”の方がシステムで計算した請求額“197,640円”より大きいため、ASSAエラーとなります。
同様に、利用者負担額“22,599円”の方がシステムで計算した利用者負担額“21,960円”より大きいため、ASSAエラーとなります。

エラーの原因と対応
原因・・・
請求明細書に入力(記入)されている請求額“203,391円”の方が、給付率を訂正して再計算した請求額“197,640円”より大きいため、ASSAエラーとなっています。
対応・・・
サービス単位数、単位数合計、請求額、利用者負担額を修正し、再請求して下さい。



「備考」欄 エラーコード=ATT5、ATT6、ATT7、ATT8

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	H000000001 加代 知	請	R6.4	17		600	A	保険請求額：保険請求額 > 0 は誤り（生保単独）	ATT5

- 内容・・
- ATT5 保険請求額：保険請求額 > 0 は誤り（生保単独）
 - ATT6 保険出来高請求額：保険出来高請求額 > 0 は誤り（生保単独）
 - ATT7 食事提供費請求額：食事提供費請求額 > 0 は誤り（生保単独）
 - ATT8 公費1 給付率：公費1 給付率0 は誤り（生保単独）

原因・・生活保護単独（介護保険との併用でない、被保険者番号がHで始まる）の分として請求した請求明細書について、請求額集計の各欄に金額の入力（記入）がある場合。

通常、生活保護単独の受給者の場合、請求額は全額（100%）が公費（生活保護）への請求になります。

対応・・生活保護単独の受給者で正しい場合は、100%公費請求として公費1欄に入力（記入）し再請求します。

「備考」欄 エラーコード=ATTC

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名 介護事業所

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加代 知	請	R6.4	11		1,040	A	公1給付率：公費給付率>90以外は誤り	ATTC

内容・・・公1給付率：公費給付率>90以外は誤り

原因・・・「公費1給付率」欄に90以下の入力（記入）をしているためエラーとなっています。

対応・・・介護給付費請求明細書の「公費1給付率」欄は、「介護保険+公費1」の給付率を入力（記入）することになっています。

“介護保険+公費1”の給付率を確認し、修正をして再請求して下さい。

「備考」欄 エラーコード=10QF

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

1頁

県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名 介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加代 知	請	R6.4	15	2241	8,405	B	サービス種類：サービス内容と要介護度不一致	10QF
990000 市	0000000001 加代 知	請	R6.4	15	2241	8,405	B	サービス項目：サービス内容と要介護度不一致	10QF
								エラーが2つセットで出力されます。	

内容・サービス種類、サービス項目：サービス内容と要介護度不一致

原因・ 「介護給付費請求明細書」に入力（記入）されたサービス内容のサービスコードが、被保険者欄に入力（記入）された要介護度では算定できない場合にエラーとなります。

このエラーとなるサービスは、要介護度によって異なるサービス単位が設定されています。該当被保険者の要介護度より重い要介護度のサービスコードの請求でも、軽い要介護度のサービスコードの請求でもエラーとなります。

居宅介護支援、介護予防支援については、要介護度ごとにサービスコードが設定されているため、要介護度に合っていないサービスコードはエラーとなります。

対応・ の場合は、請求明細書に入力（記入）されたサービスコードに誤りがないかを確認し、正しいサービスコードを入力（記入）して再請求して下さい。
の場合は、要介護度に応じたサービスコードに修正して再請求します。

 ポイント！ 月の途中で要介護度が変わった場合の請求方法は78ページをご参照下さい。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加代 知	請	R6.4	15		1,000	B	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（高齢者虐待防止措置実施）	102P

内容・資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（高齢者虐待防止措置実施）

原因・サービス提供年月の1月を通じて事業所体制「高齢者虐待防止措置実施の有無」が「1：減算型」または「未設定」であり、減算対象の本体報酬が算定されていますが、高齢者虐待防止措置未実施減算の算定がないため、エラーとなります。

対応・該当の請求に対して、高齢者虐待防止措置未実施減算の算定を行い、再請求して下さい。

なお、高齢者虐待防止措置未実施減算の算定は不要であり、事業所体制の登録誤りである場合は、事業所体制「高齢者虐待防止措置実施の有無」を「2：基準型」に変更したうえで再請求してください。



ポイント！ エラーコードの設定

エラーコードは1項目に1つのみ設定可能なため、審査チェックにて複数のエラー条件に該当した項目については、先にチェックしたエラーコードが優先して出力されます。

例) 1つのサービスコードが複数の事業所体制チェックでエラーとなるケース

サービス台帳の届出内容が複数の減算型（栄養管理基準減算（102N エラー） 高齢者虐待防止措置未実施減算（102P エラー） 業務継続計画未策定減算（102Q エラー））に該当し、各減算が算定されていない場合、102N エラーが先に設定され、102N エラーを解消後に102P エラーが新たに発生し、102P エラー解消後に102Q エラーが同様に発生する可能性があります。

減算型のエラーについては他の減算型のエラー条件にも該当していないかを併せてご確認ください。

「備考」欄 エラーコード= 12P0 (イチニーピーゼロ)

請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表

事業所(保険者)番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所(保険者)名	介護事業所
-----------	-------

1頁

県国民健康保険団体連合会

保険者(事業所)番号 保険者(事業所)名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001	請	R6.4	17		1,000	B	証記載保険者番号：市町村の認定情報が未登録(受給者情報)	12P0
990000 市	0000000001	請	R6.4	17		1,000	B	被保険者番号：市町村の認定情報が未登録(受給者情報)	12P0

1つの請求明細書につき証記載保険者番号と被保険者番号のエラーがセットで出力されます。

内容・証記載保険者番号、被保険者番号：市町村の認定情報が未登録

原因・給付管理票や請求明細書に入力(記入)している保険者番号・被保険者番号と、保険者が国保連合会へ登録している保険者番号・被保険者番号を突合し、該当する被保険者がいない場合にこのエラーとなります。主な原因として以下のことが考えられます。

給付管理票や請求明細書の保険者番号・被保険者番号の入力(記入)誤りがある場合。

保険者(市町村)が国保連合会に登録している受給者情報に登録漏れや、誤りがある場合。

対応・給付管理票や請求明細書に入力(記入)した保険者番号・被保険者番号に誤りがないか確認(被保険者証からの転記誤り等も確認)し、の場合は、正しい番号に修正して再提出します。

入力(記入)内容に誤りがなければ、該当の保険者(市町村または福祉事務所の介護保険担当係)に照会します。照会の結果の場合は、保険者が国保連合会へ利用者の登録または修正を行った後に、同一内容の請求明細書等を再提出します。

「備考」欄 エラーコード= 1 2 P 3

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加古 知	給	R6.4			23,820	B	証記載保険者番号：給管 + 償還合計が区分支給限度基準額超過	1 2 P 3
990000 市	0000000001 加古 知	給	R6.4			23,820	B	給付管理票種別区分：給管 + 償還合計が区分支給限度基準額超過	1 2 P 3
990000 市	0000000001 加古 知	給	R6.4			23,820	B	被保険者番号：給管 + 償還合計が区分支給限度基準額超過	1 2 P 3
990000 市	0000000001 加古 知	給	R6.4			23,820	B	給付合計単位数日数：給管 + 償還合計が区分支給限度基準額超過	1 2 P 3

1つの給付管理票につき4つのエラーがセットで出力されます。

内容・証記載保険者番号、給付管理票種別区分、被保険者番号、給付合計単位数日数：給管 + 償還合計が区分支給限度基準額超過

原因・給付管理票のサービス計画合計単位数 + 償還払いのサービス利用単位数 が、保険者が国保連合会に登録している“利用者の要介護度”に対する「支給限度基準額」を超えているためエラーとなっています。

対応・償還払いの単位数については、利用者又は該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ確認することになりますが、このエラーの場合、給付管理票のサービス計画単位の合計が要介護度別の「支給限度基準額」を超えている場合がほとんどですので、最初に合計単位数と「支給限度額」をチェックして下さい。

「支給限度額」は、給付管理票に入力（記入）している要介護度ではなく、保険者が国保連合会に登録している要介護度で決定されます。そのため、給付管理票上では誤りが無い場合でもエラーとなることがありますので、利用者の要介護度も確認して下さい。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000002
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	B 支援事業所
-----------	---------

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加代 知	サ	R6.4	43		1000	B	支援事業所番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	12P4
990000 市	0000000001 加代 知	サ	R6.4	43		1000	B	被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	12P4

内容・・支援事業所番号、被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）

原因・・保険者（市町村）が国保連合会に登録している該当の受給者の“利用者の居宅支援事業所”の番号と請求明細書を提出した事業所番号が違います。

対応・・請求した事業所が“利用者の居宅支援事業所”として、該当月以前に保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に届出をしているか確認して下さい。届出をしていなければ請求できません。

届出をしているにも関わらずエラーになった場合は、保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に問合せ下さい。保険者の国保連合会への登録が間違っていれば、保険者の修正が終了した後、再請求して下さい。



ポイント！ 受給者台帳

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、
居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

「備考」欄 エラーコード= 12P5

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000002 加コ ジ 叻	給	R6.4	17		2,800	B	対象年月：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	12P5
990000 市	0000000002 加コ ジ 叻	給	R6.4	17		2,800	B	証記載保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	12P5
990000 市	0000000002 加コ ジ 叻	給	R6.4	17		2,800	B	支援事業所番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	12P4
990000 市	0000000002 加コ ジ 叻	給	R6.4	17		2,800	B	被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	12P5
990000 市	0000000002 加コ ジ 叻	給	R6.4	17		2,800	B	計画作成区分：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	12P5
990000 市	0000000002 加コ ジ 叻	給	R6.4			2,800	B	対象年月：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	12P5
990000 市	0000000002 加コ ジ 叻	給	R6.4			2,800	B	証記載保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	12P5
990000 市	0000000002 加コ ジ 叻	給	R6.4			2,800	B	支援事業所番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	12P4
990000 市	0000000002 加コ ジ 叻	給	R6.4			2,800	B	被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	12P5
990000 市	0000000002 加コ ジ 叻	給	R6.4			2,800	B	計画作成区分：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	12P5

1つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラーと合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・・計画作成区分等：市町村の認定情報と不一致（作成区分）

原因・・ 保険者（市町村）が国保連合会に登録している受給者台帳の“居宅サービス計画作成区分”と一致しません。

保険者（市町村）が国保連合会に登録している受給者台帳の“利用者の居宅サービス計画作成区分”が“自己作成”となっています。

対応・・ 給付管理票を提出した居宅介護支援事業所が“利用者の居宅支援事業所”として、該当月以前に保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に届出をしているか確認して下さい。届出をしていなければ正当な給付管理票とは認められません。

届出をしているにも関わらずエラーになった場合は、保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。保険者の国保連合会への登録が間違っていれば、保険者の修正が終了した後、再提出して下さい。



ポイント！ 受給者台帳

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、
居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加代 知	請	R6.4	11		15,869	B	証記載保険者番号：市町村の認定変更が未決定	12PA
990000 市	0000000001 加代 知	請	R6.4	11		15,869	B	被保険者番号：市町村の認定変更が未決定	12PA

1つの請求明細書につき証記載保険者番号と被保険者番号のエラーがセットで出力されます。

内容・・証記載保険者番号、被保険者番号：市町村の認定変更が未決定

原因・・保険者（市町村）が国保連合会に登録した最新の受給者情報の中で、要介護認定について「変更申請中」（更新申請中も含む）となっている被保険者の給付管理票や請求明細書が提出された場合に発生します。原因は下記の場合と考えられます。

保険者が国保連合会に登録する情報に登録漏れや誤りがある場合。

保険者の国保連合会への受給者情報の登録期限（通常は前月末迄の異動情報を当月の4日迄に提出）と、事業者の請求書提出期限（通常は10日）に期日のズレがあるため、事業者は当月の請求迄に変更申請が確定（却下を含む）されていることを確認して請求明細書等を提出しても、エラーとなり返戻されることがあります。（この登録期限と請求書提出期限のズレによるエラーについては「12PA」だけでなく、受給者台帳とのマッチング（突合）によるエラー全般に該当します。）

単に変更申請中であることを忘れていて請求した場合。

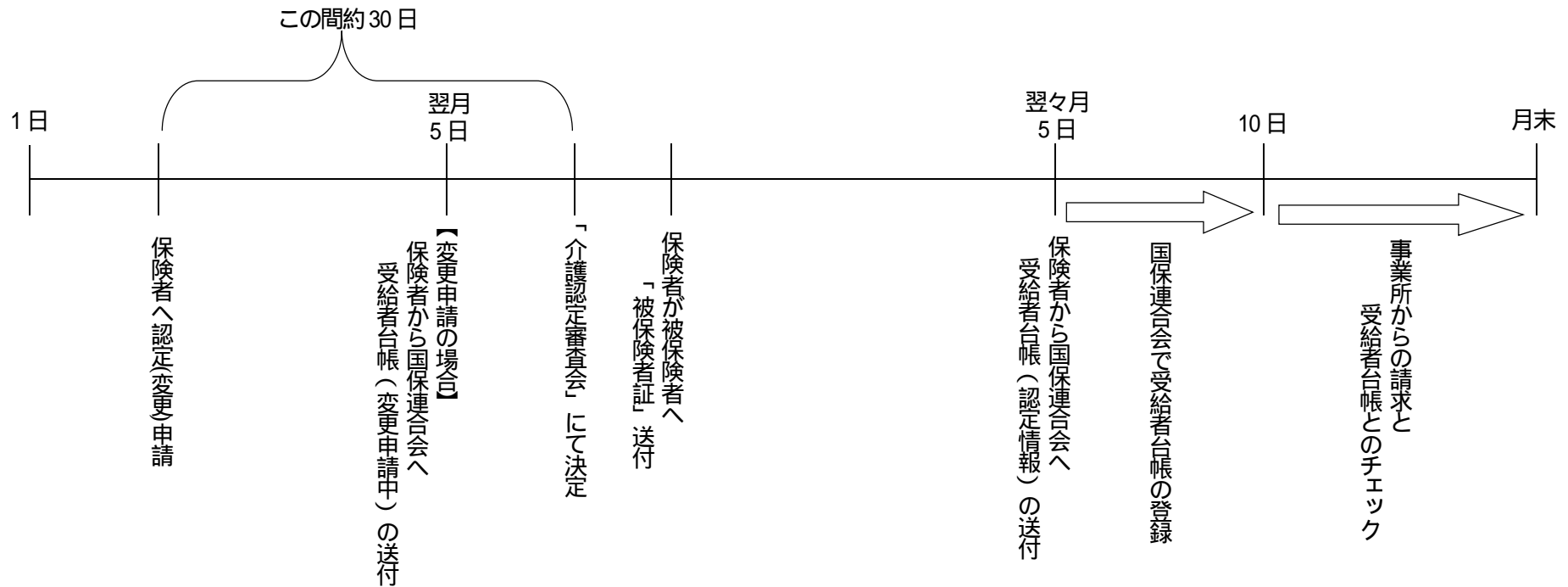
平成17年10月サービス分以降については、従来からの「要介護認定」の変更申請に加え、「特定入所者」にかかる申請又は変更申請を行うようになりました。このため、「要介護認定」「特定入所者」のどちらか一方でも申請中であればエラーとなります。

対応・・については該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に照会します。変更申請（または更新申請）が確定（却下を含む）し、受給者情報に登録したことを確認の上再請求します。

については変更申請確定後、再請求します。

保険者が変更申請（または更新申請）を受け付けてから確定するまで約30日かかります。この日数を考慮に入れて請求して下さい。また再提出時の注意点として、変更申請により要介護度が変更になっている場合がありますので、正しい要介護度で作成した請求明細書や給付管理票で再提出するようにして下さい。

💡 **ポイント！ 要介護の認定申請（変更申請）から受給者台帳への登録まで**



要介護認定の申請（変更申請）から認定の決定まで通常 30 日程度ですが、手続きの不備等があれば 30 日以上の日数がかかる場合があります。
 図のような場合は、認定申請の翌月に介護給付費を請求しても 12P0 エラー（受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません）、
 変更申請の場合は 12PA エラー（変更申請中の受給者です）になり返戻となります。要介護の認定申請・変更申請をした場合には、申請日・
 認定日等を確認して国保連合会に受給者台帳（認定情報）の登録が終了する月以降に請求して下さい。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加古 知	請	R6.4	59	5211	15,300	B	被保険者番号：市町村の特定入所者認定と相違	12PC
990000 市	0000000001 加古 知	請	R6.4	59	5211	15,300	B	サービス種類コード：市町村の特定入所者認定と相違	12PC
990000 市	0000000001 加古 知	請	R6.4	59	5211	15,300	B	サービス項目コード：市町村の特定入所者認定と相違	12PC
990000 市	0000000001 加古 知	請	R6.4	59	5211	15,300	B	日数：市町村認定の利用可能日数超過	A E F 0

内容・・被保険者番号、サービス種類コード、サービス項目コード：市町村の特定入所者認定と相違

原因・・ 「特定入所者」として申請していないか、該当者ではないのに「特定入所者」として請求明細書を提出した場合。

保険者（市町村）が国保連合会に登録する受給者台帳の特定入所者認定の内容が誤っている場合。

対応・・確認の結果、 の場合は通常受給者として請求して下さい。「特定入所者」と確認できた場合は、 保険者の登録が誤っている場合がありますので、該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。

A E F 0（エーイーエフゼロ）は12PCエラーに関連して表示されることがあります。

ポイント！ 受給者台帳

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳 ・ ・ 被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、特定入所者認定情報、住所地特例 等を登録

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

1 頁

県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加古 知	給	R6.4	11		25,597	B	対象年月：認定有効期間外の被保険者	12PD
990000 市	0000000001 加古 知	給	R6.4	11		25,597	B	証記載保険者番号：認定有効期間外の被保険者	12PD
990000 市	0000000001 加古 知	給	R6.4	11		25,597	B	被保険者番号：認定有効期間外の被保険者	12PD

内容・・対象年月、証記載保険者番号、被保険者番号：認定有効期間外の被保険者

原因・・ 保険者が国保連合会に登録している受給者台帳の要介護認定が有効期間切れの被保険者について、有効期間切れ後のサービス年月分を提出した場合。
例えば、登録されている受給者の情報では認定の有効期間が令和5年4月1日～令和6年3月31日となっている被保険者分に対し、令和6年4月サービス分を提出した場合等。

保険者が国保連合会に登録する受給者台帳への登録漏れ、登録誤りがある場合。

対応・・入力（記入）誤りや利用者の被保険者証を確認し、入力（記入）内容が正しければ該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に照会し、のケースであれば、保険者が国保連合会へ受給者情報の登録・修正を行った後に再提出して下さい。
確認の結果、 の場合は請求できないサービス分を請求していたことになるので、再提出は出来ません。



ポイント！ 受給者台帳

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、
居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

「備考」欄 エラーコード=12QJ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

1 頁

県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加古 知	請	R6.4	15	2241	8,405	B	サービス種類：市町村認定の要介護度と相違	12QJ
990000 市	0000000001 加古 知	請	R6.4	15	2241	8,405	B	サービス項目：市町村認定の要介護度と相違	12QJ

エラーが2つセットで出力されます。

内容・・サービス種類、サービス項目：市町村認定の要介護度と相違

原因・・請求明細書に入力（記入）されたサービス内容のサービスコードが、保険者（市町村）が国保連の受給者台帳に登録している該当被保険者の要介護度では算定できない場合で、以下の原因が考えられます。

変更申請等により該当被保険者の要介護度の把握を誤っていたために入力（記入）したサービスコードが受給者台帳登録の要介護度と異なった場合。

保険者（市町村）が登録した受給者台帳の要介護度に誤りがある場合。

なお、このエラーとなるサービスは、要介護度によって異なるサービス単位が設定されています。受給者台帳登録の要介護度より重い要介護度のサービスコードの請求でも、軽い要介護度のサービスコードの請求でもエラーとなります。

居宅介護支援、介護予防支援については、要介護度ごとにサービスコードが設定されているため、要介護度に合っていないサービスコードはエラーとなります。

対応・・最初に請求誤りがないかを確認し、誤りが無ければ該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ受給者台帳に登録している要介護度を照会して下さい。

の請求誤り、または保険者に照会の結果請求した要介護度に誤りがあった場合は、正しいサービスコードを入力（記入）して再請求します。

の場合は、保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に受給者台帳の修正を依頼し、請求明細書は訂正無しで再請求します。

要介護度に応じたサービスコードに修正して再請求します。また、月の途中で要介護度が変わった場合の請求方法は次ページのとおりです。



ポイント！ 月の途中に要介護状態区分が変更となった場合の請求方法について

〔例1〕令和6年4月10日に要介護3から要介護1へ変更となった場合の令和6年4月分のサービス計画費の請求

(正) 要介護1 (コード21) 居宅介護支援費 () (サービスコード43 - 2111) 1,086単位

(誤) 要介護3 (コード23) 居宅介護支援費 () (サービスコード43 - 2211) 1,411単位

間違って請求した場合は、「備考」欄“エラーコード=10QF”又は“エラーコード=12QJ”のエラーとなります。

〔例2〕令和6年4月10日に要介護1から要支援2へ変更となった場合の令和6年4月分のサービス計画費の請求

(正) 要支援2 (コード13) 介護予防支援費 (サービスコード46 - 2111) 442単位

(誤) 要介護1 (コード21) 居宅介護支援費 () (サービスコード43 - 2111) 1,086単位

間違って請求した場合は「備考」欄“エラーコード=12QA”と同時に“エラーコード=12P4”のエラーとなります。

「備考」欄 エラーコード=12SAとなる請求明細書の例（この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されま
す。）

被保険者	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1
	(フリガナ)	加代 知
	氏名	介護 太郎

サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
福祉施設 3	5 1 1 1 3 5	7 3 2	3 0	2 1 9 6 0			1
合計							

区分	保険分						公費分					
単位数合計	2	1	9	6	0							
単位数単価	1	0	0	0	円/単位							
給付率	9	0	/	100								
請求額(円)	1	9	7	6	4	0						
利用者負担額(円)	2	1	9	6	0							

被保険者番号	被保険者名	保険給付率
000000001	加代 知	80%

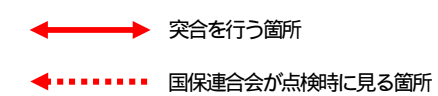
請求明細書に入力(記入)されている請求額“197,640円”の方が再計算した請求額“175,680円”より大きい
ため、ASSAエラーとなります。

補正した給付率を基に国保連合会システムで再計算します。
 単位数合計：21,960
 単位数単価：10.00円
 給付率：80%
 請求額：175,680円
 利用者負担額：43,920円

エラーの原因と対応

原因・・・
 受給者台帳の給付率と請求した給付率が相違することに伴い、請求明細書に入力(記入)されている請求額“197,640円”の方が、給付率を訂正して再計算した請求額“175,680円”より大きい
ため、エラーとなっています。

対応・・・
 給付率、請求額、利用者負担額を修正し、再請求して下さい。
 請求内容に誤りがない場合は、保険者が国保連合会に登録している給付率に誤りがないか保険者へ照会して下さい。



「備考」欄 エラーコード= 13PS

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

1 頁

県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加代 知	請	R6.4	17		300	B	公費1負担者番号：当該公費負担者情報は同台帳に未登録	13PS

内容・・・公費1（公費2、公費3）負担者番号：当該公費負担者情報は同台帳に未登録

原因・・・原因として次のようなことが考えられます。

公費1（公費2）の負担者番号の入力（記入）に誤りがある場合。

介護保険では取り扱わない公費（他県でしか扱わない県単独事業等）の場合。

公費ではないコードを記入した場合。

対応・・・の場合は、正しいコードを入力（記入）して再請求して下さい。

の場合は、サービス提供者が所持している受給者証、受給券等に記載されている内容を確認して下さい。

「備考」欄 エラーコード= 14QR

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名 介護事業所

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加古 知	請	R6.4	53	2831	23,258	B	摘要：摘要欄は必須項目です	14QR

内容・・・摘要：摘要欄は必須項目です

原因・・・摘要欄に記入が必要なサービスを請求していますが、摘要欄が未入力（未記入）となっています。

対応・・・摘要欄に必要な事項の入力（記入）が必要なサービスは確認して、入力（記入）または修正して再請求して下さい。



ポイント！ 摘要欄に入力（記入）されている桁数が20桁を超えている場合は「ABB7エラー」、摘要欄が半角英数字でない場合は「ABBGエラー」と出力されます。

「備考」欄 エラーコード= 1407、1408、1409

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加代 知	請	R6.4	17	1001	4,500	B	資格:福祉用具商品コードのフォーマットに誤りがあります。	1407
990000 市	0000000001 加代 知	請	R6.4	17	1003	3,400	B	摘要:(12345 - 123456):資格:福祉用具商品コードが登録されていません。	1408
990000 市	0000000001 加代 知	請	R6.4	17	1005	2,050	B	摘要:(12345 - 123456):資格:適用期間外の福祉用具商品コードです。	1409

内容・・・ 1407 資格：福祉用具商品コードのフォーマットに誤りがあります。

1408 資格：福祉用具商品コードが登録されていません。

1409 資格：適用期間外の福祉用具商品コードです。

原因・・・ 1407 摘要欄に入力（記入）された福祉用具商品コードについて、「 - 」の正しいフォーマットでない場合、エラーとなります。

1408 摘要欄に入力（記入）された福祉用具商品コードについて、サービス提供年月時点で福祉用具商品コードマスタに存在しない場合、エラーとなります。

1409 サービス提供年月時点で福祉用具商品コードマスタに存在する福祉用具商品コードについて、適用期間外の場合エラーとなります。

対応・・・公益財団法人テクノエイド協会のホームページに公表されている商品コード一覧を確認し、正しい福祉用具商品コードにて再請求します。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

1 頁

県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加口 知	給	R6.4	15		12,240	B	給付計画単位数日数：サービス種類の合計が支給限度基準額超過	15P6
990000 市	0000000001 加口 知	給	R6.4			12,240	B	証記載保険者番号：給管+償還合計が区分支給限度基準額超過	12P3
990000 市	0000000001 加口 知	給	R6.4			12,240	B	給付管理票種別区分：給管+償還合計が区分支給限度基準額超過	12P3
990000 市	0000000001 加口 知	給	R6.4			12,240	B	被保険者番号：給管+償還合計が区分支給限度基準額超過	12P3
990000 市	0000000001 加口 知	給	R6.4			12,240	B	給付合計単位数日数：給管+償還合計が区分支給限度基準額超過	12P3

内容・・・給付計画単位数日数：サービス種類の合計が支給限度基準額超過

原因・・・「サービス種類」欄に表示されているコードのサービスが種別別支給限度基準額を超えて設定されている場合にエラーとなります。

対応・・・通常の保険者であれば、この“15P6”のエラーになれば、同時に“12P3”のエラーにもなります。対応は“エラーコード=12P3”を参照して下さい。

独自に「支給限度基準額」を定めている保険者であれば、“15P6”のエラーのみが表示されます。「サービス種類」欄に表示されているサービスの単位数が、保険者が定める「支給限度基準額」を超えていますので、給付管理票の単位数をチェックして下さい。

「備考」欄 エラーコード=返戻

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

1 頁

県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加古 知	請	R6.4	21		4,436	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の修正依頼が必要	返戻

内容・・支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の修正依頼が必要

原因・・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致で、かつ、特定入所者介護サービス費の請求がある場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

請求明細書のサービス種類が給付管理票に入力（記入）されていない場合

請求明細書を提出した事業所と給付管理票に記載されているサービス事業所番号が異なる場合

対応・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月やサービスコード等に誤りがなければ確認）居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなければなりません。



ポイント！ 給付管理票[新規][修正][取消]

5ページをご参照下さい

「備考」欄 エラーコード=保留・返戻（給付管理票が提出されなかった場合）

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加代 知	請	R6.4	15		10,043	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	保留

内容・支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要

サービス計画費に対応した給付管理票の提出が必要（支援事業所のサービス計画費の場合）

原因・保留 利用者の請求明細書は提出しているが、サービス計画をまとめた給付管理票の提出がない場合または給付管理票が返戻となっている場合に、このエラーとなります。給付管理票、請求明細書共に提出は1月単位ですので、同月の給付管理票の提出が無い場合です。国保連合会では、通常2ヶ月間請求情報を保留するようにしています。（この保留期間は、各県の国保連合会によって違います）保留されている期間中に、該当の給付管理票が提出されれば、提出された審査年月で保留となっていた請求明細書の支払が行われます。

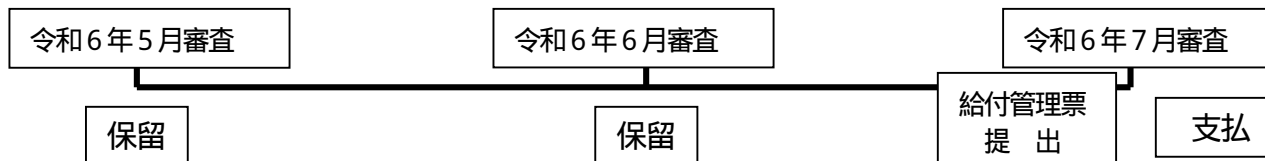
返戻 保留期間内に給付管理票が提出されなければ請求明細書は返戻となります。この場合、備考欄には“返戻”と表示されます。

対応・該当利用者の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡をして、給付管理票を国保連合会へ提出するように依頼します。 の場合は、請求明細書を再請求する必要はありません。 の場合は、請求明細書を再請求する必要があります。

〔例1〕令和6年5月審査分で「保留」となり、給付管理票が提出されなかった場合

最初に保留となった翌々月に「返戻」となります。

〔例2〕令和6年5月審査分で「保留」となり、令和6年7月審査時に給付管理票が提出された場合



保留期間中に給付管理票が提出されれば、その月の審査対象となります。（実際の支払は令和6年8月振込分です）

「備考」欄 エラーコード=返戻(査定でエラーがある場合)

請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表

事業所(保険者)番号	9970000000
------------	------------

令和5年10月審査分

令和5年10月31日

事業所(保険者)名	介護事業所
-----------	-------

1頁

県国民健康保険団体連合会

保険者(事業所)番号 保険者(事業所)名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加代 知	請	R5.9	13		4,455	C	査定でエラーのあるもの	返戻

内容・・査定でエラーのあるもの

原因・・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致で、かつ、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算等を含む請求がある場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

請求明細書のサービス種類が給付管理票に入力(記入)されていない場合

請求明細書を提出した事業所と給付管理票に記載されているサービス事業所番号が異なる場合

対応・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ(サービス年月やサービスコード等に誤りがないか確認)居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要(このとき給付管理票は「修正」で提出します)があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなければなりません。

「査定でエラーのあるもの」は、令和5年10月審査以前に出力されます。



ポイント! 給付管理票[新規][修正][取消]

5ページをご参照下さい

「備考」欄 エラーコード=返戻（給付管理票と請求明細書の不一致によるもの）

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名 介護事業所

1 頁
県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000	0000000001	請	R6.4	13		4,455	C	給付管理票に一致する事業所番号の記載がないため、支援事業所に確認してください（サービス種類・計画単位数も併せて確認してください）	返戻
市	加代 知								

- 内容・**給付管理票に一致する事業所番号の記載がないため、支援事業所に確認してください（サービス種類・計画単位数も併せて確認してください）**
- 原因・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致（請求明細書を提出した事業所番号が給付管理票に入力（記入）されていない場合）で、かつ、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算等を含む請求がある場合に、このエラーとなります。
- 対応・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月、サービスコードや計画単位数等に誤りがなければ確認）居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、請求明細書を提出した事業所の実績を給付管理票に入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなればなりません。

ポイント！ 給付管理票[新規][修正][取消]
5 ページをご参照下さい

「備考」欄 エラーコード=返戻（給付管理票と請求明細書の不一致によるもの）

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000	0000000001	請	R6.4	13		4,455	C	給付管理票に一致する事業所番号とサービス種類の組合せの記載がないため、支援事業所に確認してください（計画単位数も併せて確認してください）	返戻
市	加代 知								

- 内容・・給付管理票に一致する事業所番号とサービス種類の組合せの記載がないため、支援事業所に確認してください（計画単位数も併せて確認してください）
- 原因・・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致（請求明細書を提出した事業所番号とサービス種類コードの組み合わせが給付管理票に入力（記入）されていない場合）で、かつ、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算等を含む請求がある場合に、このエラーとなります。
- 対応・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月、サービスコードや計画単位数等に誤りがなければ確認）居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、請求明細書に記載されたサービスコードに合わせた実績を給付管理票に入れる必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなればなりません。



ポイント！ 給付管理票[新規][修正][取消]

5ページをご参照下さい

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	介護事業所
-----------	-------

1 頁

県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 市	0000000001 加代 知子	請	R6.4	13		4,455	C	給付管理票の計画単位数が請求明細書の計画単位数未満であるため、支援事業所に確認してください	返戻

内容・・給付管理票の計画単位数が請求明細書の計画単位数未満であるため、支援事業所に確認してください

原因・・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致（請求明細書に記載の計画単位数または限度額管理対象単位数の小さい方の単位数が、給付管理票に記載の計画単位数を超過している場合）で、かつ、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算等を含む請求がある場合に、このエラーとなります。

対応・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月、サービスコードや計画単位数等に誤りがなければ確認）居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、請求明細書に記載された計画単位数（限度額管理対象単位数）に合わせた実績を給付管理票に入れる必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなればなりません。